

第2期山陽小野田市 子ども・子育て支援事業計画



子育ていいね！
スマイルシティさんようおのだ

令和2年3月
山陽小野田市



はじめに

山陽小野田市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指して、子育て支援施策の充実を図ってまいりました。

この計画期間中、様々な子育て支援施策に取り組み、その一つとして、平成30年4月に山陽小野田市子育て総合支援センタースマイルキッズを開館しました。スマイルキッズは、市の子育て支援の拠点として整備し、開館以来、大変多くの子育て世代の方に親しんでいただいています。親子が弾けんばかりの笑顔で過ごしている光景を日常的に見ることができるスマイルキッズは、第二次山陽小野田市総合計画で重点プロジェクトに掲げている「子育て世代から選ばれるまち」の推進だけでなく、「スマイルシティ山陽小野田」の実現にも、大きな役割を果たしているものと考えています。

このような取組を更に推進していくため、このたび「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画では「共に支え合い 子育てをする喜びと 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を基本理念とし、行政や地域、市民が共に支え合いながら子育てをしやすいまちづくりを推進していくとともに、多くの若い世代の方に「山陽小野田市で子どもを産み育てたい」と思ってもらえるような子育て支援施策を展開してまいります。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました子ども・子育て協議会の皆様をはじめ、ニーズ調査にご協力いただきました多くの市民の皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

山陽小野田市長 藤 田 剛 二



目 次

第Ⅰ部 序論	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画の背景と趣旨	2
(2) 計画の位置づけ	2
2 計画の概要	3
(1) 計画の期間	3
(2) 計画の対象	3
3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況	4
(1) 人口・世帯等の動向	4
(2) ニーズ調査結果の概要	8
4 第1期計画の取組状況	22
(1) 教育・保育施設の状況	22
(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況	23
(3) 個別事業の状況	28
5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題	32
(1) 教育・保育提供体制の充実	32
(2) 地域における子ども・子育て支援の充実	32
(3) 子育て世代への地域支援の充実	32
(4) 安心して子育てに取り組める環境づくり	33
(5) 子どもの健全育成につながる教育環境の整備	33
(6) 専門的な支援を必要とする子どもへの充実した支援	34
(7) 育児と仕事の両立に対する支援	34
(8) 安全・安心なまちづくりの推進	34
第Ⅱ部 子ども・子育て支援の基本的考え方	35
1 基本理念	36
2 基本方針と基本事業	37
第Ⅲ部 基本方針と基本事業の取組	41
1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり	42
(1) 働く子育て家庭の支援	42
(2) 子育ての不安と負担の軽減	43
(3) 母子保健サービスの充実	45
2 子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む	47
(1) 幼児教育の推進・義務教育環境の向上	47
(2) 配慮が必要な子どもと家庭の支援	50
3 子どもたちの育ちを地域で支える	51
(1) 地域社会での子育て支援	51

(2) 学校・家庭・地域の連携の推進	52
第Ⅳ部 事業計画	55
1 教育・保育提供区域等の設定.....	56
2 教育・保育提供体制の充実	57
(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策	57
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	59
(3) 教育・保育の質の向上	59
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	59
3 地域子ども・子育て支援事業の充実	60
第Ⅴ部 計画の推進体制	71
1 家庭・地域・事業者・行政の役割	72
(1) 家庭の役割	72
(2) 地域の役割	72
(3) 事業者の役割	72
(4) 行政の役割	72
2 関係機関等との連携.....	73
3 計画の実施状況の点検・評価.....	73
山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿.....	74

第 I 部

序

論

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されます。また、核家族化の進展、共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもへの貧困の連鎖などの問題もあり、子育て家庭における子育てへの負担や不安、孤立化の高まりなどの諸問題に対応するため、社会全体で総合的な支援をしていくことが課題となっています。

このような社会情勢の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、平成27年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」へ移行することになりました。

本市では、平成27年度から令和元年度までを計画期間とする「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安心して喜びながら子育てができるよう、地域社会全体で支えられるまちづくりを目指して、計画を推進してきました。

この度、「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、「山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の成果と新たな課題を踏まえた上で、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、活力と笑顔あふれるまちとなることを目指して「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

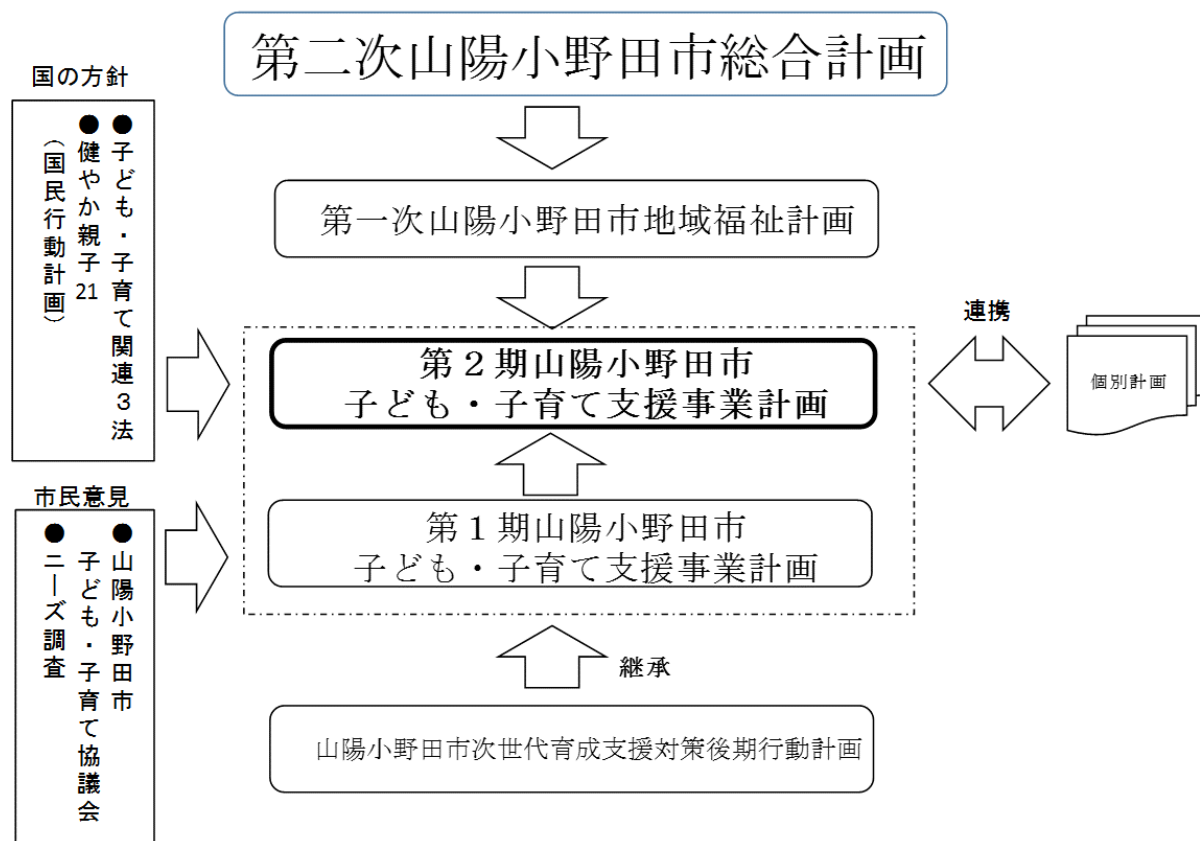
(2) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に当たる法定計画であり、国の基本方針（教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に定める計画の作成に関する事項に基づき策定することに加え、市町村での策定は任意となった次世代育成支援対策推進法第8条で定める次世代育成支援市町村行動計画の内容を継承した計画として策定します。

また、母子の健康水準を向上させるための様々な取組を推進する国民運動計画「健やか親子21（第2次）」（平成27年度～令和6年度）の趣旨を踏まえたものとします。

さらに、本計画は「第二次山陽小野田市総合計画」を最上位計画、「第一次山陽小野田市地域福祉計画」を上位計画とし、「第4次山陽小野田市障がい者福祉計画」、「第2次山陽小野田市食育推進計画」などの個別計画とも整合を図ります。

第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画の位置づけ



2 計画の概要

(1) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

(2) 計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

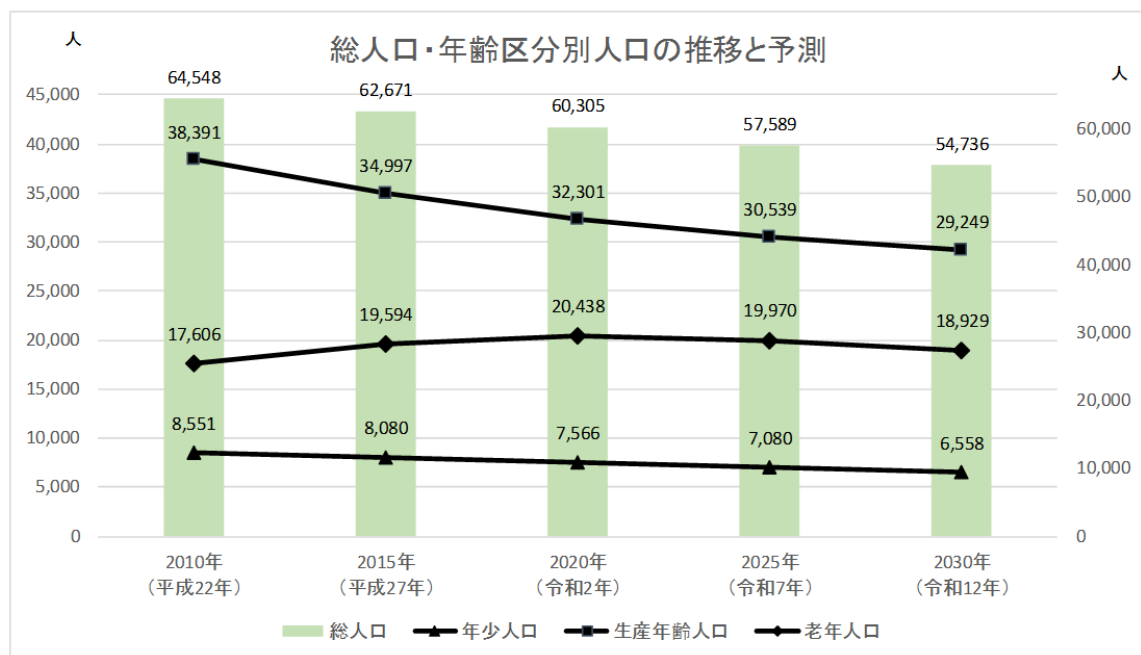
ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況

(1) 人口・世帯等の動向

①総人口・年齢区分別人口の推移と予測

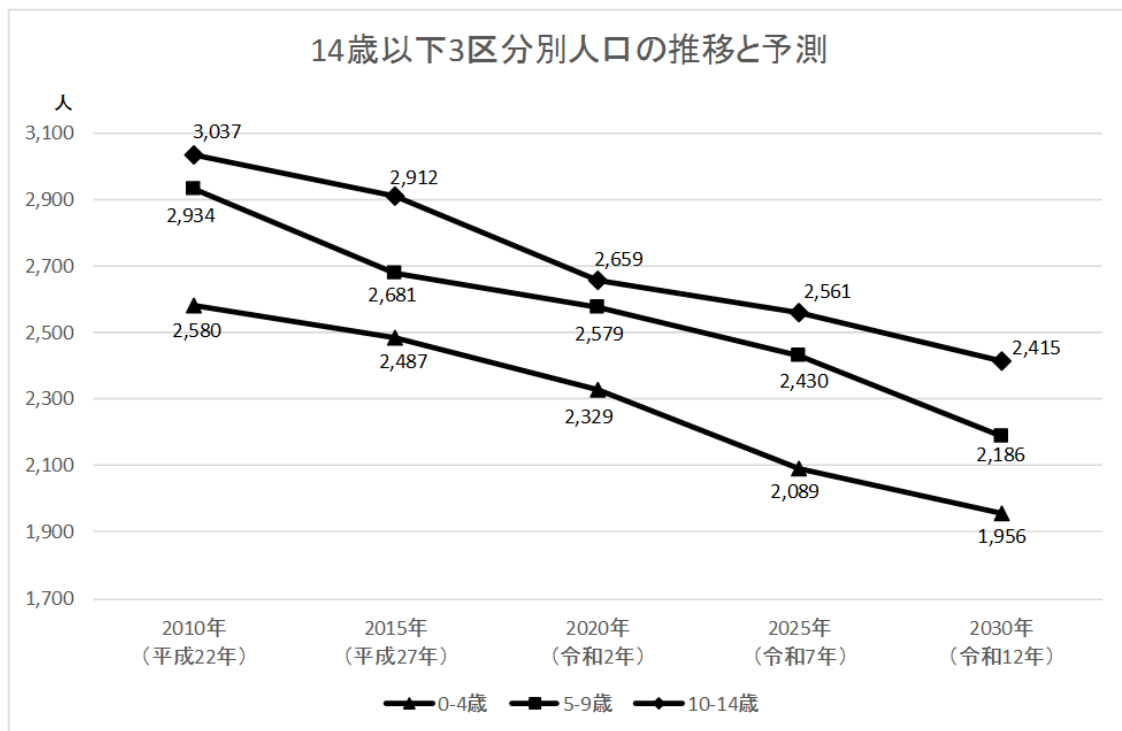
- 国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）によると、本市の総人口は、近年減少しており、今後も減少すると推計されています。
- 年齢区分別では、14 歳以下の年少人口は一貫して減少、また、65 歳以上の老年人口は令和 2 年をピークに減少すると推計されています。



資料:2015 年までは国勢調査実測値、2020 年以降は社人研推計値

②子ども・子育て対象人口の推移と予測

- 社人研によると、本市の0～4歳人口、5～9歳人口、10～14歳人口は、いずれも減少すると推計されています。

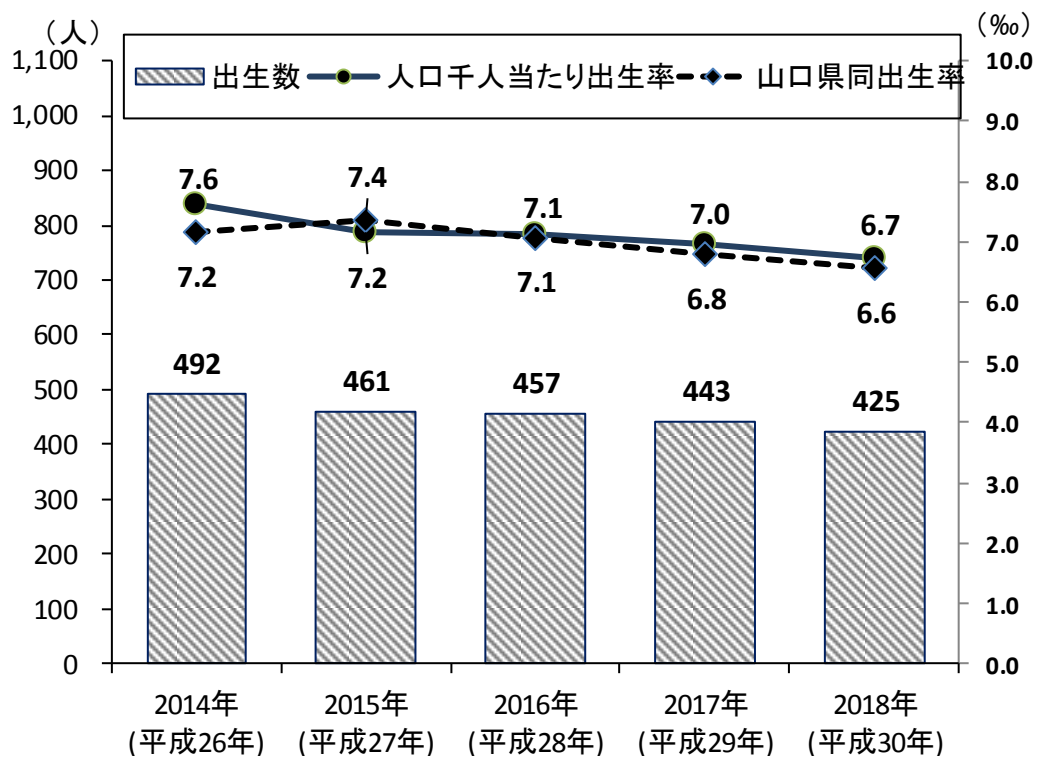


資料:2015年までは国勢調査実測値、2020年以降は社人研推計値

③出生数

- 住民基本台帳によると、本市の出生数は、平成 26 年の 492 人から平成 30 年の 425 人に減少しています。
- 人口千人当たり出生率は、平成 30 年は 6.7‰で平成 27 年を除いて、各年ともに山口県に比べると同等ないし高めで推移しています。

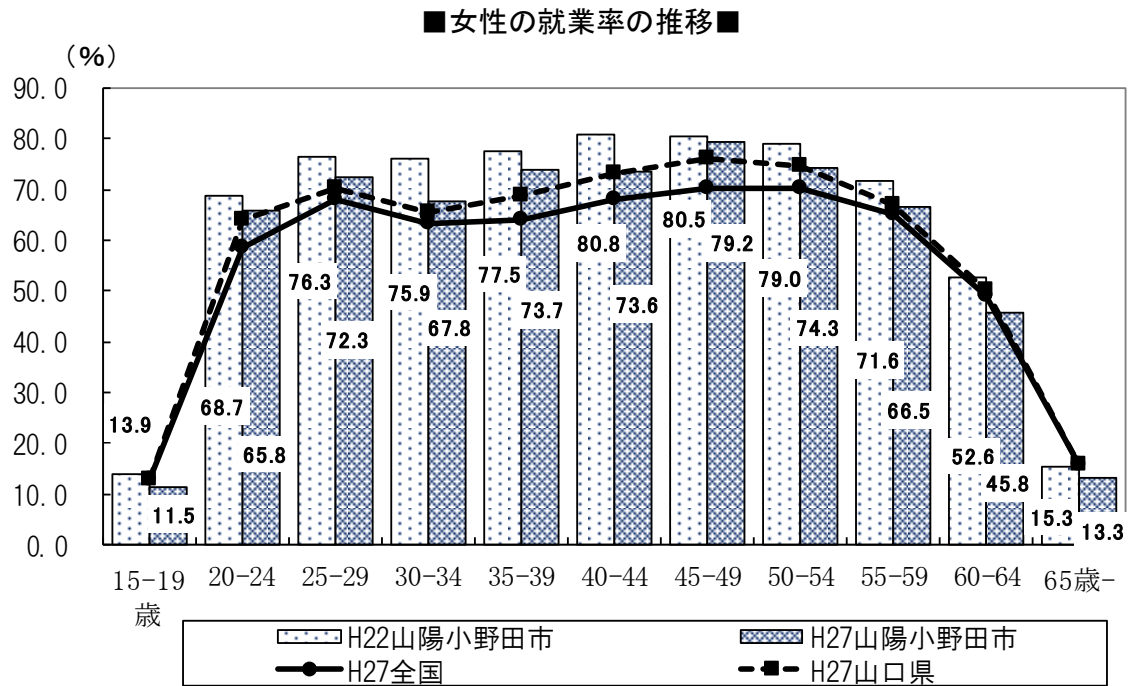
■出生数の推移■



資料:住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数(総務省)

④女性の就労状況

- 各年代ともに女性の就業率は5年間で低下しており、30代前半は依然としてM字カーブで推移しています。
- 女性の就業率は、15-19歳、60-64歳、65歳以上を除いて各年代ともに県及び全国よりも高くなっています。



資料:国勢調査

(2) ニーズ調査結果の概要

ア 調査の概要

■ 調査の目的

令和2年度を初年度とする「第2期山陽小野田市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見などを把握するために、「山陽小野田市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■ 調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
1. 調査対象者と抽出方法	保育園就園児については、市内公立私立保育園を通して配布・回収を行いました。 幼稚園就園児及び未就園児については、住民基本台帳より無作為に抽出しました。	学校での直接配布・回収を行いました
2. 調査方法	直接配布・回収及び郵送配布・回収	直接配布・回収
3. 調査時期	令和元年8月	令和元年7月
4. 回収状況	配布数 1,000 人 回収数 722 人 回収率 72.2%	配布数 1,000 人 回収数 855 人 回収率 85.5%

■ 集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中表示している「n」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数第2位を四捨五入して、小数第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は100%を超えています。

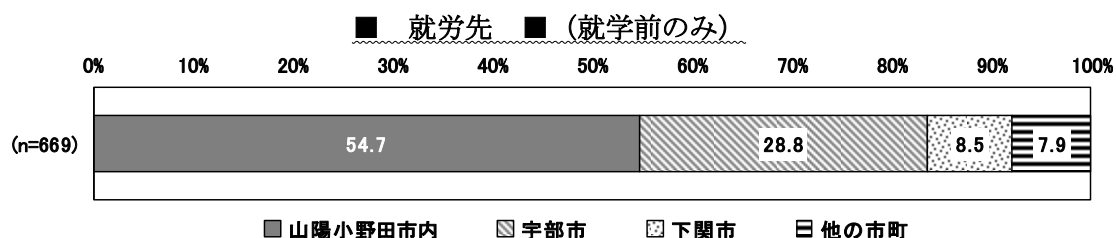
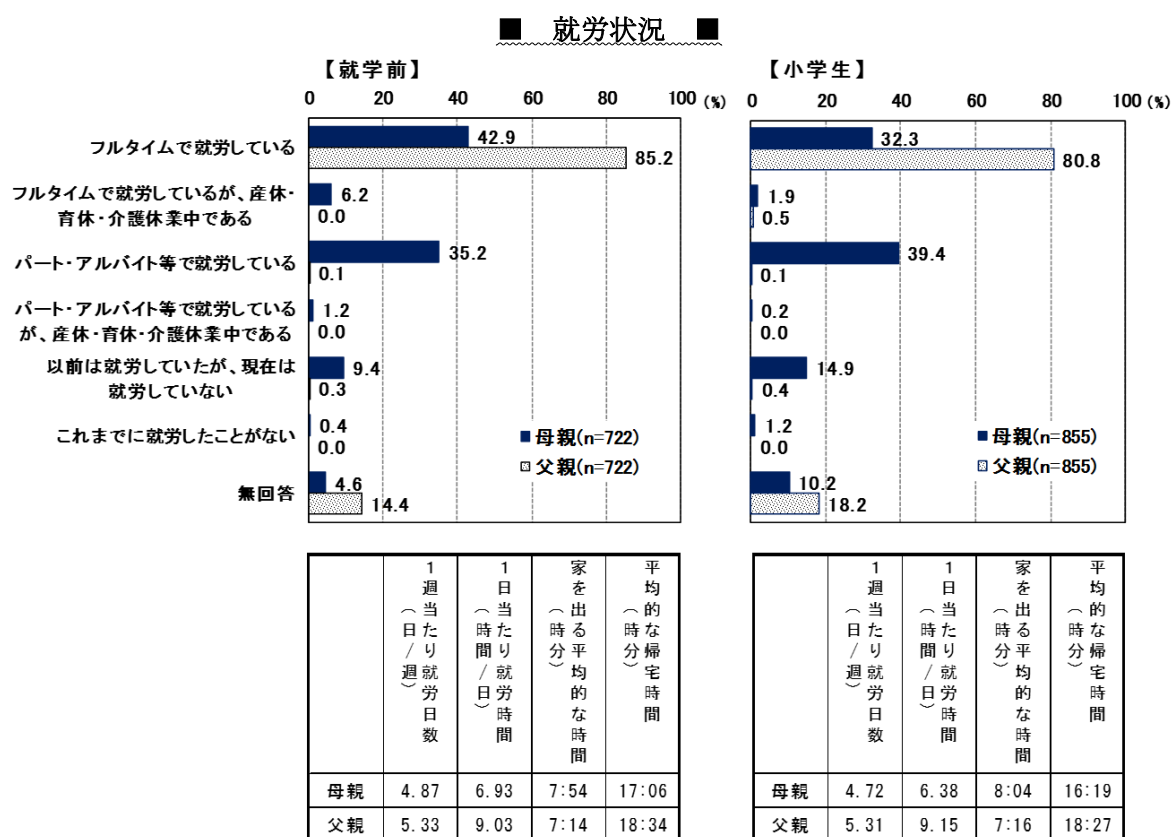
イ 調査結果

■ 保護者の就労状況・就労先

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」は、就学前保護者では42.9%、小学生保護者では32.3%となっています。また、就学前保護者では、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」が6.2%と、小学生保護者（1.9%）に比べて多くなっています。「パート・アルバイト等で就労している」は、就学前保護者では35.2%、小学生保護者では39.4%となっています。また、パート・アルバイトでは産休中の割合は、就学前保護者では1.2%、小学生保護者では0.2%となっています。

父親の就労状況をみると、「フルタイムで就労している」が、就学前保護者、小学生保護者とも圧倒的に多くなっています。

就学前保護者の勤務先は、「山陽小野田市内」が54.7%、「宇部市」が28.8%、下関市が8.5%となっています。

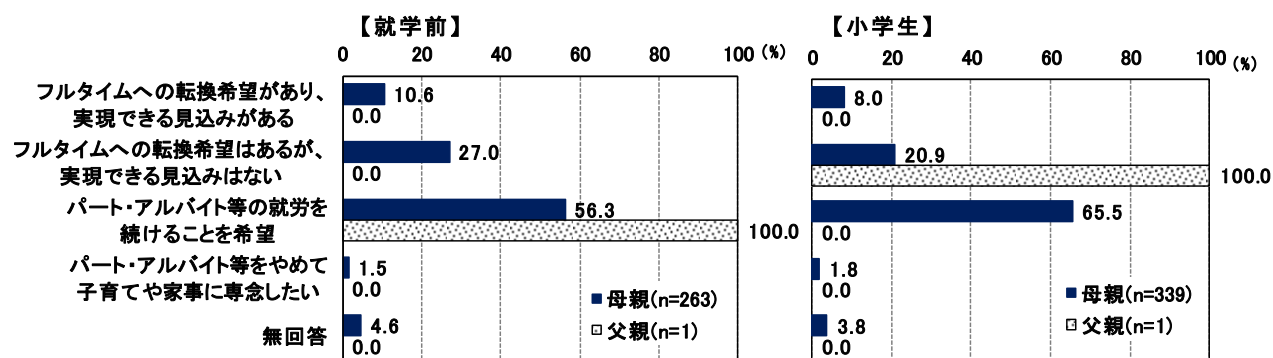


■ フルタイムへの転換希望

パート・アルバイトをしている母親について、パート・アルバイトからフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が、就学前保護者で 56.3%、小学生保護者で 65.5%と、最も多くなっています。「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」は、就学前保護者では 27.0%、小学生保護者では 20.9%となっています。

このように、現状のパート・アルバイトを望んでいると回答した人が最も多くなっています。また、フルタイムへの転換希望のある人も少なくありませんが、確実に転換できる見込みがあると回答した人はそれほど多くありません。

一方、「パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい」と回答した人は、就学前保護者で 1.5%、小学生保護者で 1.8%と少なくなっています。



■ 現在就労していない人の就労意向・希望する就労形態

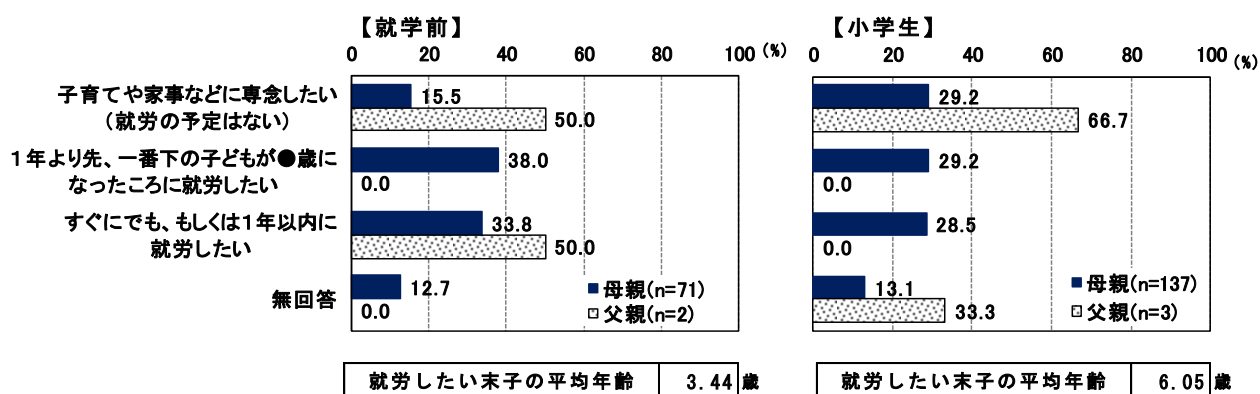
現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」は、就学前保護者、小学生保護者ともにおおむね3割で、就労への意欲がうかがえます。

「1年より先、一番下の子どもが●歳になったところに就労したい」は、就学前保護者で38.0%、その年齢は3.44歳、小学生保護者で29.2%、その年齢は6.05歳となっています。

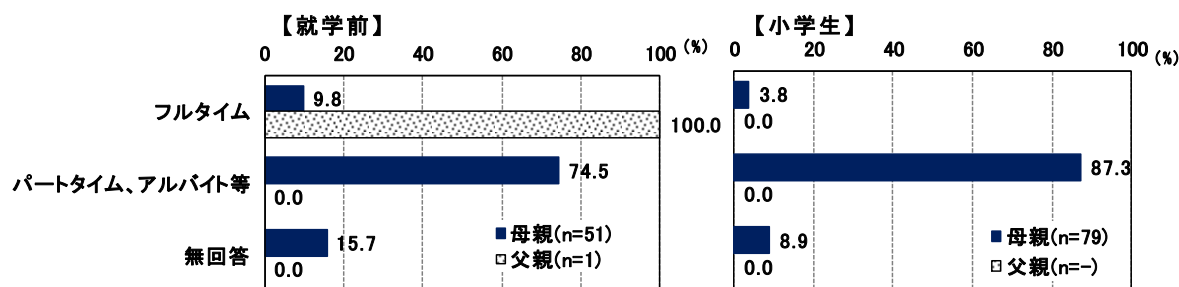
また、母親の希望する就労形態をみると、「フルタイム」（就学前保護者9.8%、小学生保護者3.8%）は少なく、「パートタイム、アルバイト等」（就学前保護者74.5%、小学生保護者87.3%）が圧倒的に多くなっています。

パート・アルバイト等を希望する人の就労形態としては、1週間当たりの就労希望日数は、就学前保護者、小学生保護者ともにおおむね4日で、1日当たり就労時間は、就学前保護者、小学生保護者ともにおおむね5時間となっています。

■ 現在就労していない人の就労意向 ■



■ 希望する就労形態 ■



■ パート・アルバイト等の就労形態

母親	1週当たり就労日数	4.18	日
	1日当たり就労時間	5.03	時間
父親	1週当たり就労日数	-	日
	1日当たり就労時間	-	時間

■ パート・アルバイト等の就労形態

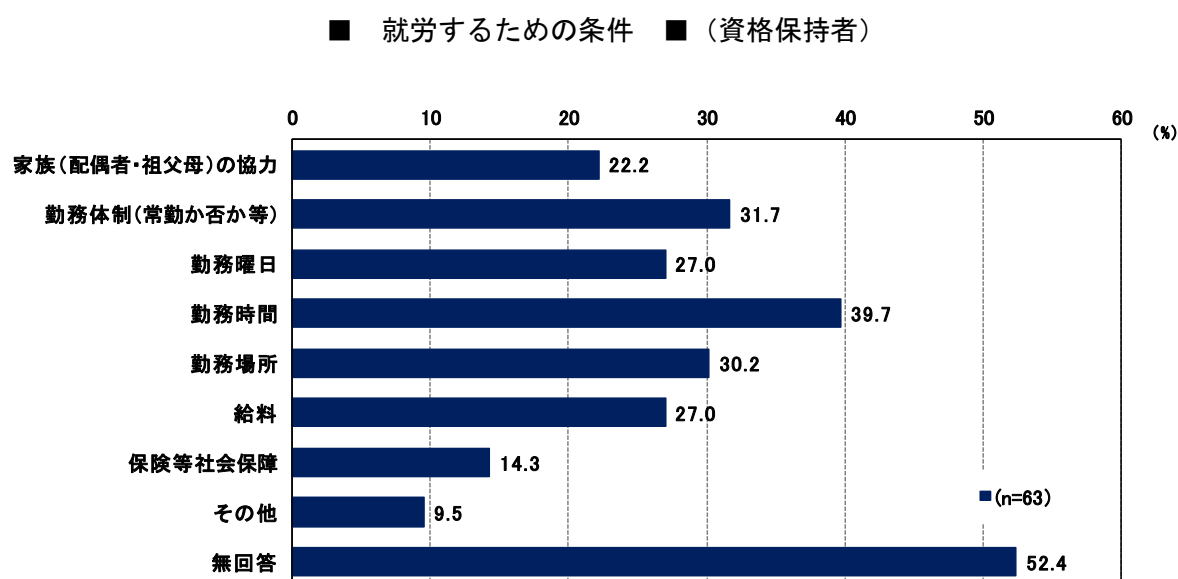
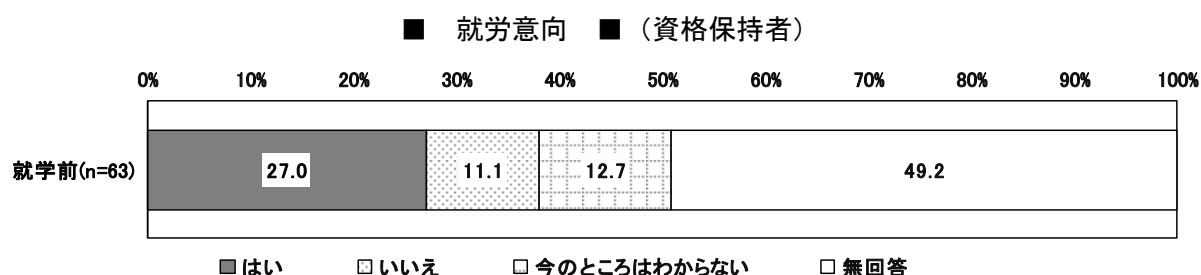
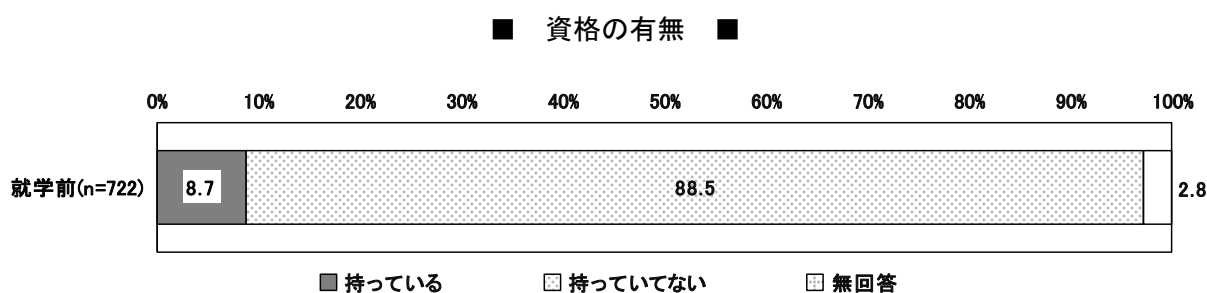
母親	1週当たり就労日数	3.99	日
	1日当たり就労時間	4.84	時間
父親	1週当たり就労日数	-	日
	1日当たり就労時間	-	時間

■ 保育士、幼稚園教諭の資格について（就学前）

就学前児童の保護者については、自身が保育士、幼稚園教諭の資格を持っているかについて尋ねました。資格保持者（「持っている」）は、8.7%となっています。

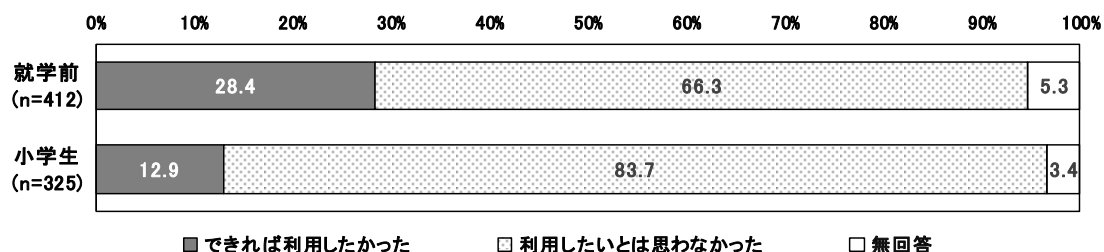
資格保持者のうち現在就労していないものに資格をいかして働いてみたいかと尋ねると、「はい」が27.0%、「いいえ」が11.1%、「今のところはわからない」が12.7%となっています。

保育士又は幼稚園教諭として就労するための条件としては、「勤務時間」（39.7%）、「勤務体制（常勤か否か等）」（31.7%）、「勤務場所」（30.2%）などが多くあげられています。



■ 病児保育の利用意向

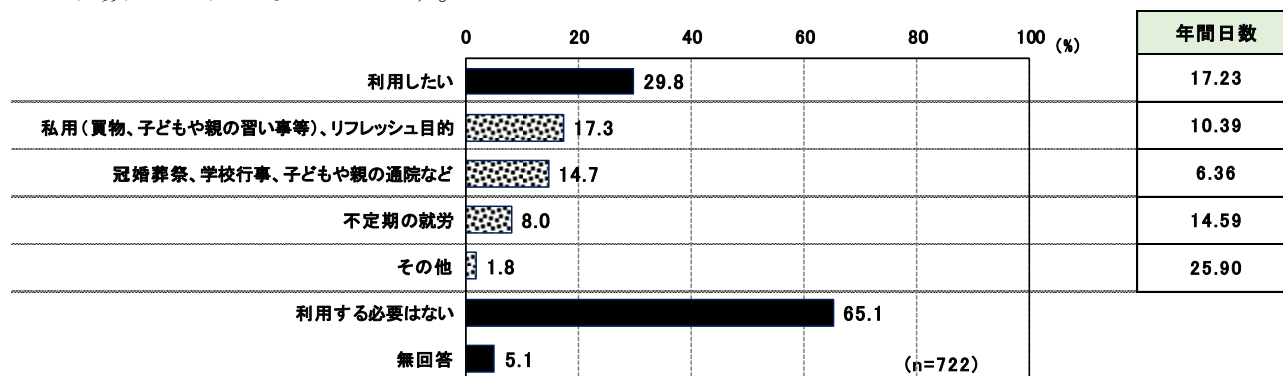
お子さんが病気やケガで幼稚園や保育所などが利用できなかった人で、その対処方法として父親又は母親が仕事を休んだことがある人に病児保育の利用希望について尋ねると「できれば病児保育等を利用したかった」と答えたのは就学前保護者 28.4%、小学生保護者 12.9%で、希望平均日数は就学前保護者年間 5.33 日、小学生保護者年間 2.64 日となりました。



できれば利用したかった		
就学前	5.33	日/年
小学生	2.64	日/年

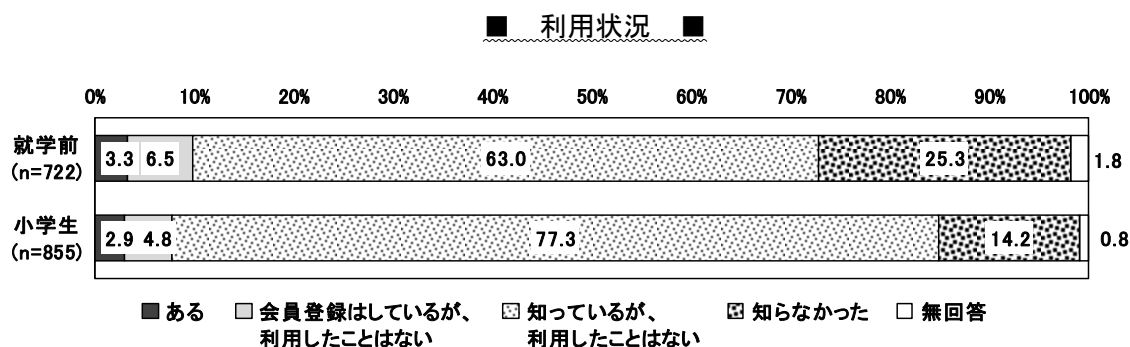
■ 一時預かりの利用意向

今後の利用意向についてみると、「利用したい」と答えた人は 29.8%で、利用希望日数は年間平均 17.23 日となりました。その理由としては、「私用（買物、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等）、リフレッシュ目的」が 17.3%で最も多く、年間 10.39 日となっています。ついで「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院など」が 14.7%で平均日数 6.36 日となっています。

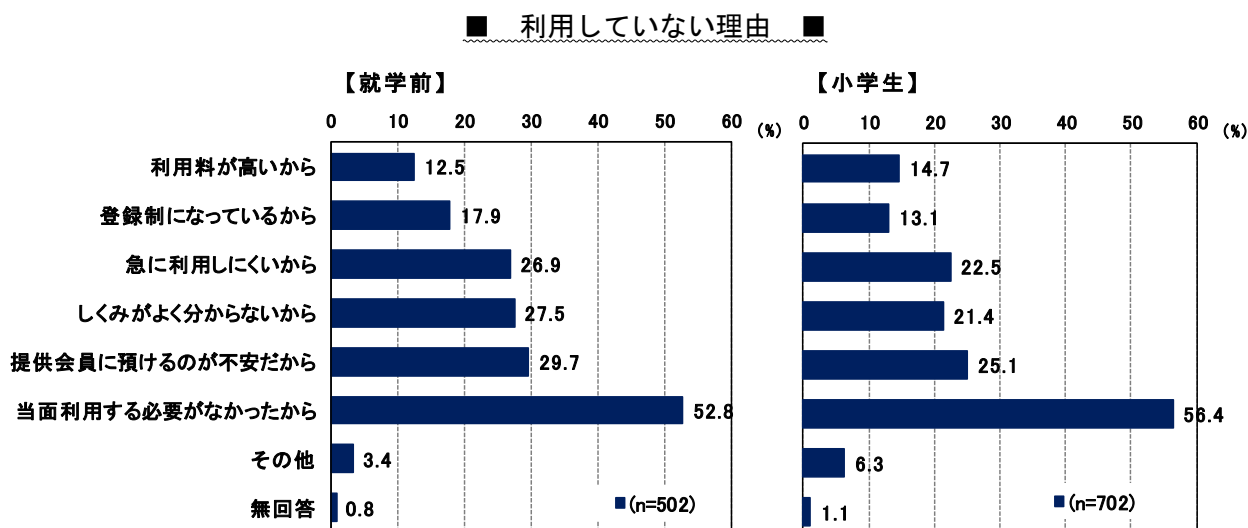


■ファミリーサポートセンターについて

ファミリーサポートセンターの利用状況については、「知っているが、利用したことはない」が、就学前保護者で63.0%、小学生保護者で77.3%と最も多くなっています。利用したことが「ある」は、就学前保護者で3.3%、小学生保護者で2.9%、「会員登録はしているが、利用したことはない」は、就学前保護者で6.5%、小学生保護者で4.8%となっています。「知らなかった」は、就学前保護者で25.3%、小学生保護者で14.2%となっています。



ファミリーサポートセンターについて、「会員登録はしているが、利用したことはない」、「知っているが、利用したことはない」と回答した人に、利用していない理由を尋ねたところ、就学前保護者、小学生保護者とも「当面利用する必要がなかったから」が半数を超え、最も多くなっています。次いで「提供会員に預けるのが不安だから」、「しくみがよく分からないから」、「急に利用しにくいから」が20%台で並んでいます。



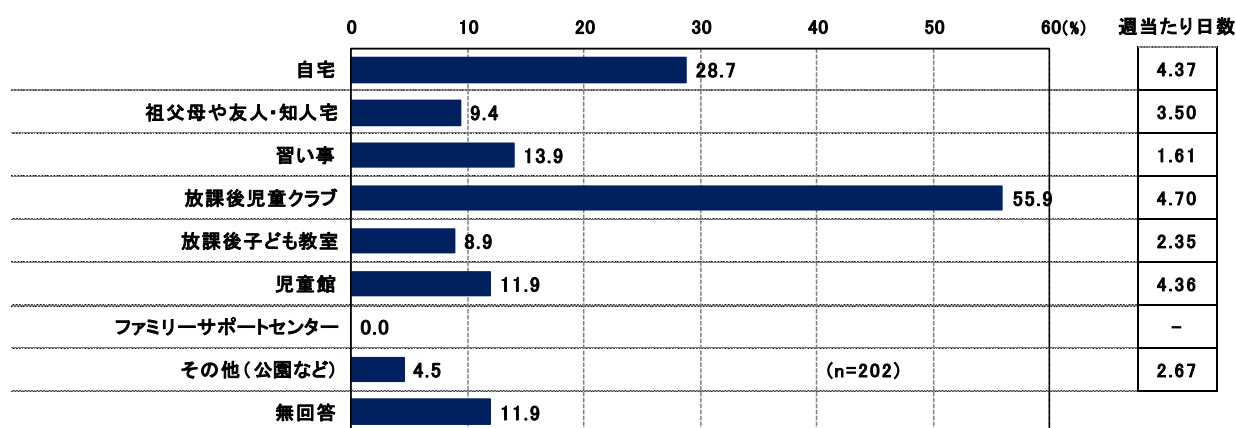
■ 小学校就学後の放課後等の過ごさせ方の希望（就学前 5歳以上）

就学前児童保護者が子どもが小学校就学後に「小学校低学年（1～3年生）の時」の放課後の過ごさせ方の希望は、「放課後児童クラブ」が 55.9%と半数を超え、希望する週当たり平均日数は 4.70 日となっています。次いで「自宅」が 28.7%、週当たり日数は 4.37 日、「習い事」が 13.9%、週当たり 1.61 日となっています。

「小学校高学年（4～6年生）になった時」では、「自宅」が 55.4%と最も多く、週当たり日数は 4.03 日となっています。次いで「放課後児童クラブ」が 32.2%、週当たり 4.03 日、「習い事」が 30.2%、週当たり 2.05 日となっています。

高学年の放課後児童クラブの利用希望率は、低学年の時より 23.7%減少（55.9%→32.2%）していますが、利用を考えている人にとっては、週当たりの利用日数は 4 日を超えており、重要なものとなっていることがうかがえます。

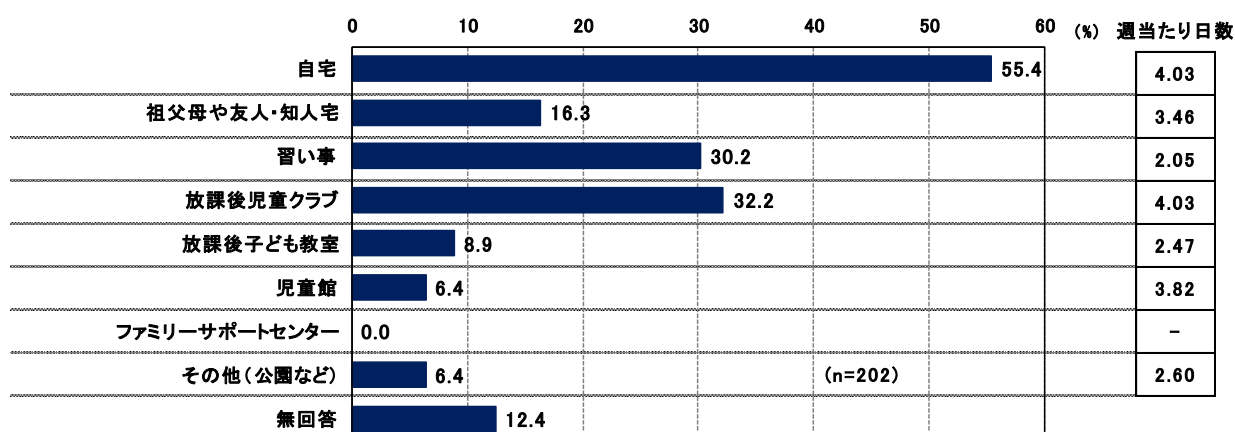
【低学年】



■ 終了時間

放課後児童クラブ	17:35
----------	-------

【高学年】

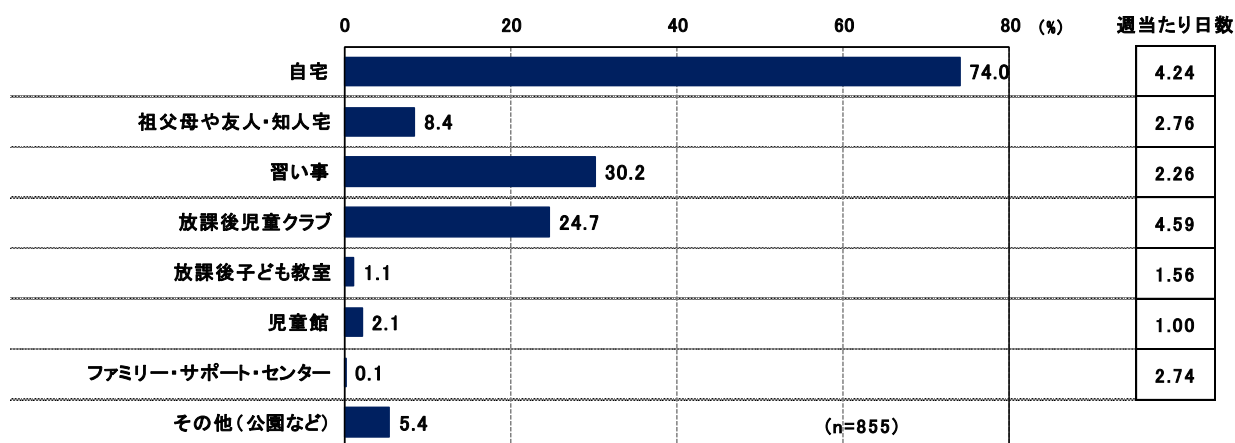


■ 終了時間

放課後児童クラブ	17:37
----------	-------

■ 小学生の放課後の過ごし方

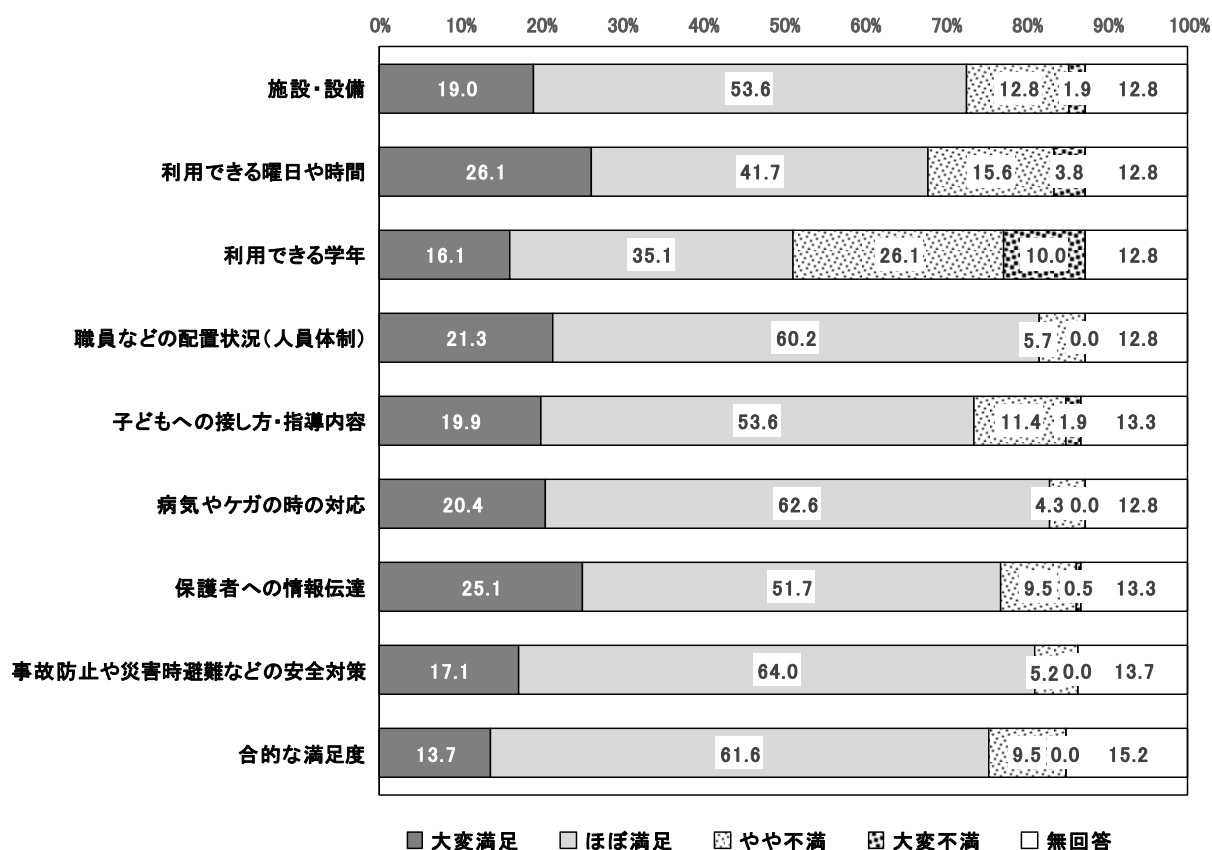
平日の小学校修了後の放課後の過ごし方としては、「自宅」が74.0%と圧倒的に多く、週当たり日数は4.24日となっています。次いで「習い事」が30.2%、週当たり2.26日となっています。3番目としては、「放課後児童クラブ」が24.7%、週当たり4.59日となっています。



■ 放課後児童クラブの評価（小学生で放課後児童クラブ利用者）

放課後児童クラブの評価を満足度（「大変満足」＋「ほぼ満足」）の高い順に並べると、「病気やケガの時の対応」、「職員などの配置状況（人員体制）」、「事故防止や災害時避難などの安全対策」の3つが80%を超えています。

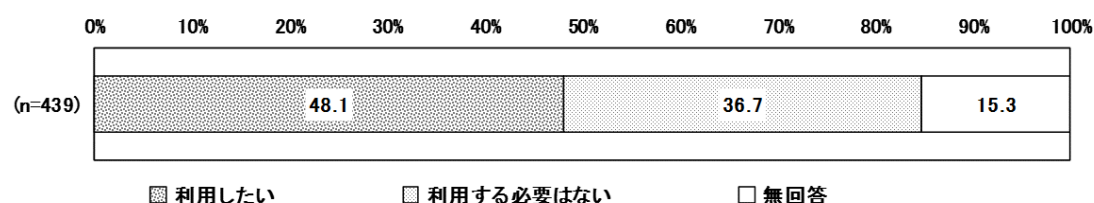
一方、満足度が最も低かったのは、「利用できる学年」で51.2%、次いで「利用できる曜日や時間」（67.8%）となっています。



■ 小学校低学年（１～３年生）時の放課後児童クラブの利用意向（小学校低学年のみ）

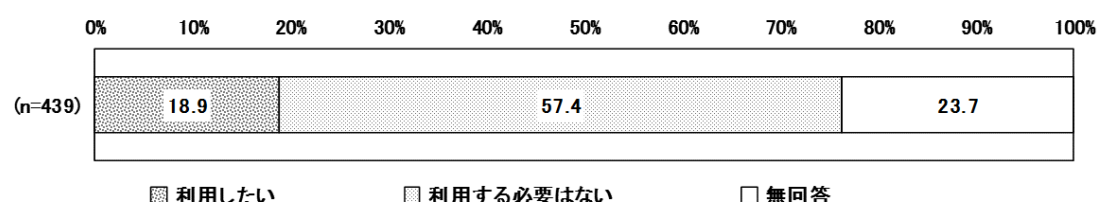
平日では、「利用したい」が48.1%、終了希望時刻が17時23分となっています。土曜日では、「利用したい」が18.9%と平日に比べて少なくなっています。日曜日・祝日では、「利用したい」が8.9%、夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中では、「利用したい」が53.5%となっており、長期の休業期間中で高い利用希望があります。

【平日】



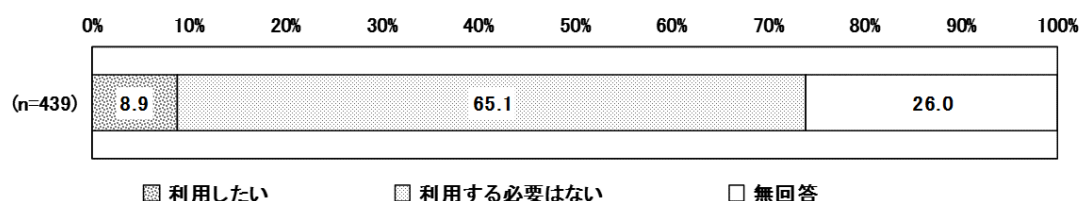
週あたり利用日数(日)	4.69	利用時間帯 平均	開始	15:02	終了	17:23
-------------	------	----------	----	-------	----	-------

【土曜日】



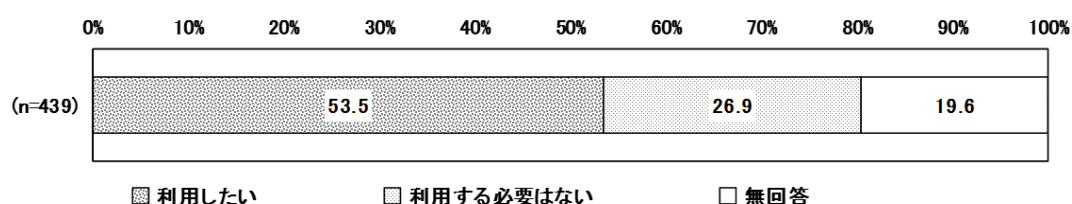
月あたり利用日数(日)	3.09	利用時間帯 平均	開始	8:09	終了	16:58
-------------	------	----------	----	------	----	-------

【日曜日・祝日】



月あたり利用日数(日)	2.21	利用時間帯 平均	開始	8:07	終了	17:20
-------------	------	----------	----	------	----	-------

【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】

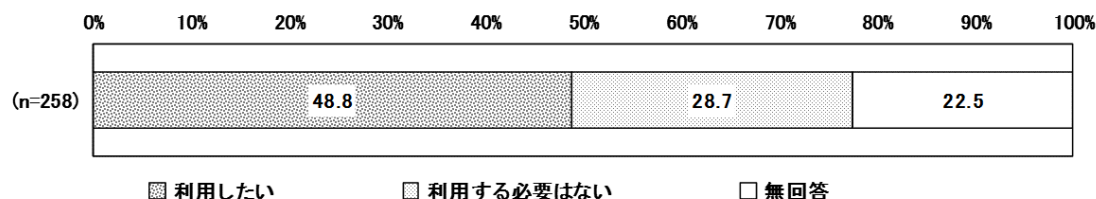


週あたり利用日数(日)	4.76	利用時間帯 平均	開始	8:10	終了	17:04
-------------	------	----------	----	------	----	-------

■ 小学校高学年（４～６年生）時の放課後児童クラブの利用意向（小学校低学年で利用したい人のみ）

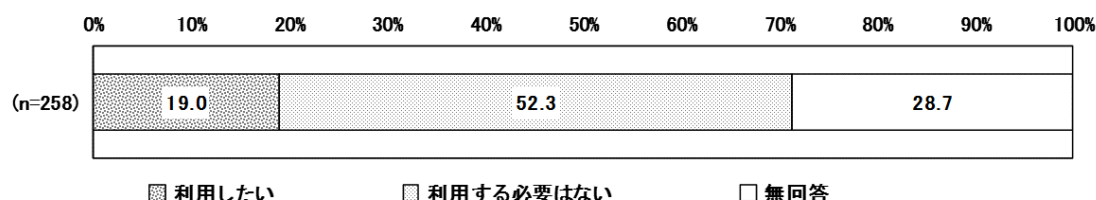
平日では、「利用したい」が48.8%、終了希望時刻が17時40分となっています。土曜日では、「利用したい」が19.0%と平日に比べて少なくなっています。日曜日・祝日では、「利用したい」が10.5%、夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中では、「利用したい」が70.2%になっており、低学年時と比べても長期の休業期間中で高い利用希望があります。

【平日】



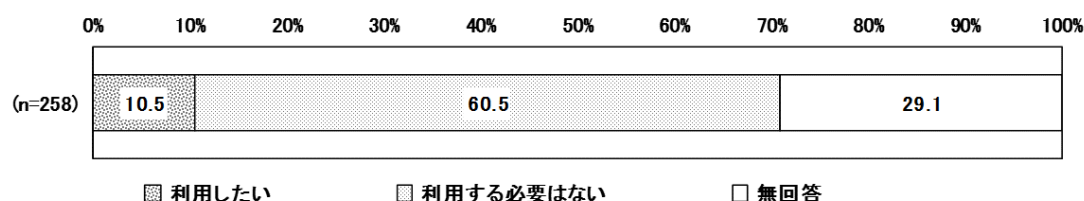
週あたり利用日数(日)	4.70	利用時間帯 平均	開始	15:13	終了	17:40
-------------	------	----------	----	-------	----	-------

【土曜日】



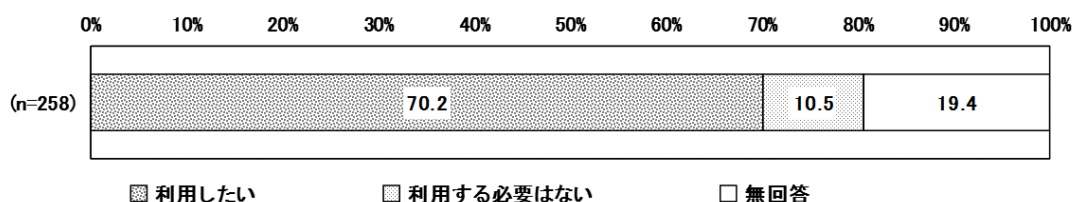
月あたり利用日数(日)	3.12	利用時間帯 平均	開始	8:07	終了	16:53
-------------	------	----------	----	------	----	-------

【日曜日・祝日】



月あたり利用日数(日)	2.39	利用時間帯 平均	開始	8:05	終了	17:21
-------------	------	----------	----	------	----	-------

【夏休みや冬休みなどの長期の休業期間中】

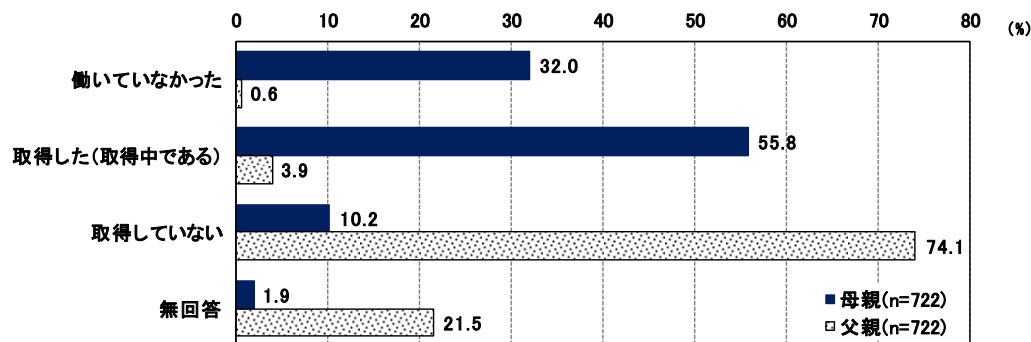


週あたり利用日数(日)	4.66	利用時間帯 平均	開始	8:13	終了	17:10
-------------	------	----------	----	------	----	-------

■ 育児休業取得状況

子どもの生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得したかどうかをみると、母親では、「取得した（取得中である）」が 55.8%と半数を超えており、取得月数は 11.37 月となっています。次いで「働いていなかった」が 32.0%、「取得していない」が 10.2%となっています。

一方、父親では、「取得していない」が 74.1%と圧倒的に多くなっています。



※父親の選択肢は「育児を取得しなかった(取得予定はない)」

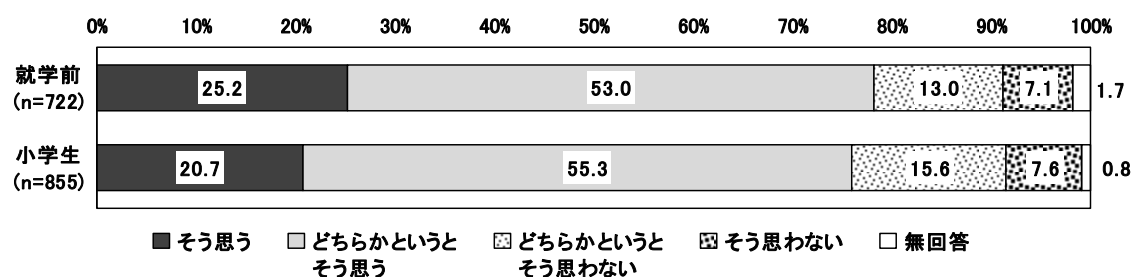
【取得月数】

母親 11.37 月

父親 2.33 月

■ 子育て支援に対する評価

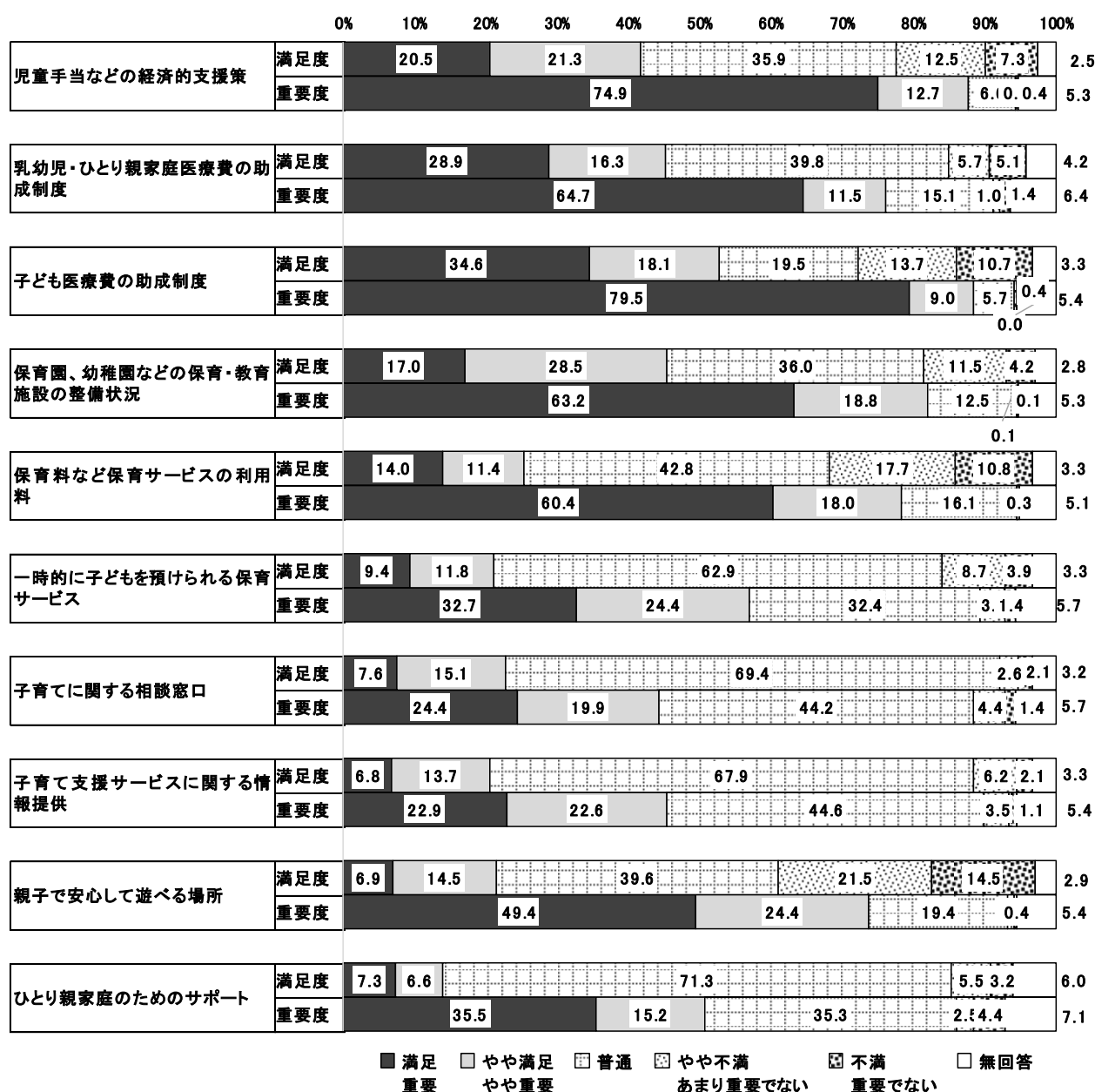
山陽小野田市が子育てのしやすいまちかどうか尋ねたところ、『そう思う』（＝「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は、就学前保護者では 78.2%、小学生保護者では 76.0%となっており、8割近い人が子育てしやすいまちだと感じています。



■ 子育て支援策の満足度と重要度

【就学前保護者の場合】

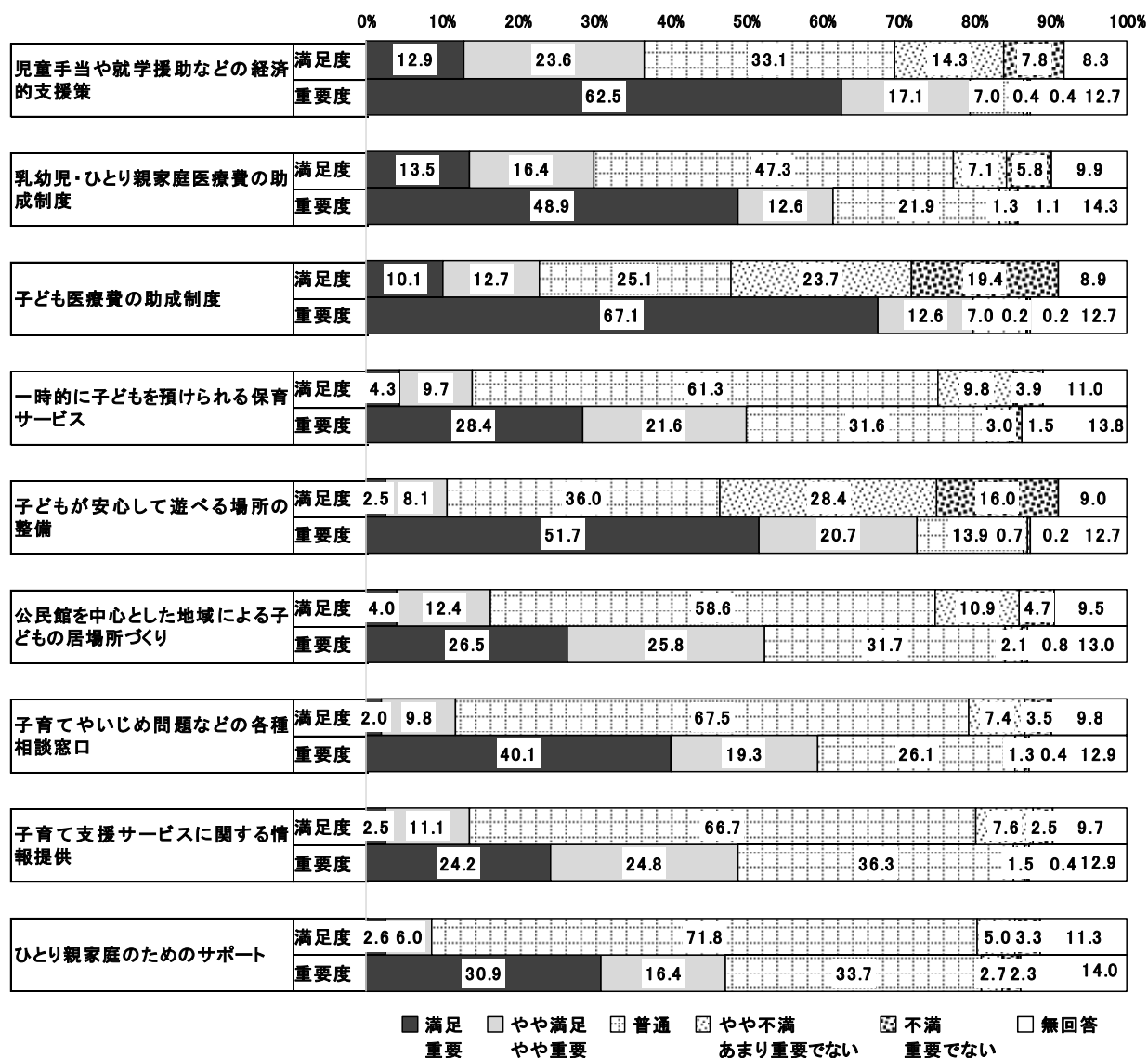
「子ども医療費の助成制度」は満足度（満足＋やや満足。以下同じ。）、重要度（重要＋やや重要。以下同じ。）ともに最も高いことから、さらなる充実が求められています。また、「児童手当などの経済的支援策」や「保育園、幼稚園などの保育・教育施設の整備状況」なども重要視されています。



【小学生保護者の場合】

満足度は、「児童手当や就学援助などの経済的支援策」（36.5％）が最も高くなっていますが、就学前保護者に比べると、かなり低くなっています。

重要度でトップの「子ども医療費の助成制度」は満足度が 22.8％と低いことから、制度の充実が望まれています。それと同時に、「児童手当や就学援助などの経済的支援策」や「子どもが安心して遊べる場所の整備」なども重要になっています。



4 第1期計画の取組状況

第1期計画の取組状況は、次のとおりです。

(1) 教育・保育施設の状況

① 幼稚園

幼稚園の申込数は、提供量を下回る人数で推移しています。

■幼稚園(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	1,055	620	1,055	593	1,055	608	1,055	626

※各年度5月1日時点の数値です。

② 保育所(3歳以上)

保育所に申し込む3歳以上の子どもは、全体数でみると、提供量を下回る人数で推移しています。

■保育所(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	1,031	928	1,013	910	991	879	998	870

※各年度3月1日時点の数値です。

③ 保育所・小規模保育事業所(3歳未満)

保育所・小規模保育事業所に申し込む3歳未満の子どもは、全体数でみると、提供量が申込数を下回っており、提供量が不足しています。

■保育所(管内)の提供量及び申込数の推移■

(単位:人)

区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数	提供量	申込数
計	640	694	661	672	672	698	659	700

※各年度3月1日時点の数値です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市が地域の実情に応じて、13の事業を実施することとしていました。平成30年度までの取組状況は、次のとおりです。

1. 利用者支援事業
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業名	1. 利用者支援事業			
事業内容	子ども及びその保護者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報の提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。			
取組状況	平成27年4月 市役所で利用者支援事業（特定型）を開始 平成27年12月 子育て専門支援員（子育てコンシェルジュ）を配置 平成28年4月 保健センターで利用者支援事業（母子支援型）を開始 平成30年4月 実施場所を子育て総合支援センターに移し、利用者支援事業（基本型）と利用者支援事業（母子保健型）とを一体的に実施			
実施個所数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所

事業名	2. 地域子育て支援拠点事業			
事業内容	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。			
取組状況	平成27年度から平成29年度までは、焼野保育園、須恵保育園、さくら保育園、姫井保育園及び貞源寺第二保育園の5か所で実施しました。 平成30年度は、須恵保育園、さくら保育園、姫井保育園、貞源寺第二保育園及びスマイルキッズの5か所で実施しました。			
年間延べ利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	20,833	21,728	19,962	34,336

事業名	3. 妊婦健康診査			
事業内容	妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健康診査を行います。 【国が示している妊婦健康診査の実施基準】 ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回 ◆妊娠24週(第7月)から妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回 ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回 上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度			
取組状況	母子健康手帳と共に14回分の「受診補助券」を交付し、医療機関で健診を行いました。また、平成30年4月から産婦健康診査(2回)を実施し、出産後のサポート体制を強化しました。			
妊娠届出者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	463	435	446	384
年間延べ受診回数(回)	5,731	5,428	5,714	5,093

事業名	4. 乳児家庭全戸訪問事業			
事業内容	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を対象に、母子保健推進員及び市の保健師が随時家庭訪問し、育児指導を行います。			
取組状況	母子保健推進員及び市の保健師による全戸訪問を実施しました。			
年間訪問乳児数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	429	434	454	411

事業名	5. 養育支援訪問事業			
事業内容	養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための専門的な相談支援等を行います。			
取組状況	支援を必要とする家庭の見落としがないよう、該当の家庭には適切な支援の提供の実現に努めました。			
支援対象人数(人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	3	5	15	33

事業名	6. 子育て短期支援事業			
事業内容	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。			
取組状況	利用希望に対して適切に対応できる体制を整えるよう 5 か所の施設と委託契約を交わし、受入態勢の充実に努めました。			
支援対象人数(人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	25	17	48	43

事業名	7. ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)			
事業内容	児童の預かり等の援助を受けることを希望する者(依頼会員)と援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。			
取組状況	●会員数：平成 30 年度 357 人 【利用料】 ●昼間(7:00～19:00) 1 時間あたり 600 円 ●早朝(～7:00)・夜間(19:00～) 1 時間あたり 700 円 ●土・日・祝日 1 時間あたり 700 円 ●病児保育 1 時間あたり 700 円			
年間延べ利用者数(人)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
	410	872	1,261	610

事業名	8-1. 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）			
事業内容	主として、幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休暇等に、幼稚園で一時的に保育を行います。			
取組状況	平成28年度に小野田小百合幼稚園で事業を開始しました。			
年間延べ利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	0	1,813	2,374	2,451

事業名	8-2. 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）			
事業内容	急な用事や急病等により、一時的に児童の世話ができない場合に保育所で児童を預かります。			
取組状況	日の出保育園、出合保育園、厚陽保育園、焼野保育園、須恵保育園、さくら保育園、真珠保育園、貞源寺第二保育園及びあおい保育園の9園で実施しました。			
年間延べ利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	2,659	2,459	1,949	1,661

事業名	9. 延長保育事業			
事業内容	認定された保育時間を超えて保育所等で保育を実施します。 ・短時間認定 月の就労が52時間～120時間の場合に該当 1日の保育時間は原則として8時間 ・標準時間認定 月の就労が120時間以上 1日の保育時間は原則として11時間			
取組状況	・短時間認定 全園で実施しました。 ・標準時間認定 1時間延長 5園 30分延長 7園 50分延長 1園			
利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	764	748	621	610

事業名	10. 病児保育事業			
事業内容	発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な時間、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。平成24年度から近隣1市と協定を結び、市外の医療機関においても事業を実施し、令和元年度からは県内全市町で協定を結んで、市外での病児保育にも対応しています。			
取組状況	【利用料】 ●1人につき1日2,000円（減免制度あり） 【利用対象者】 ●0歳から小学校6年生まで			
年間延べ利用者数(人)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	1,171	1,265	1,318	1,275

事業名	11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）			
事業内容	保護者の就労等により、放課後や夏休み等の長期休業期間に、児童の養育ができない家庭を対象に児童を預かります。対象は小学校に在学する児童です。			
取組状況	各小学校区（13クラブ（厚狭は2クラブ））で事業をしました。 平成30年度に有帆児童クラブで、令和元年度に本山児童クラブで6年生までの受入れを開始し、6クラブ（本山、有帆、厚陽、出合、津布田及び埴生）で6年生まで受入れを行っています。 また、平成29年度に須恵児童クラブで1クラス拡充し、平成30年度に真珠保育園が第二厚狭児童クラブを開設し、令和元年度に高千帆児童クラブで1クラス拡充しました。			
全体	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
通所決定者数又は定員（人）	705	757	776	797
申込者数(人)	698	769	791	712
うち低学年(人)	687	752	762	684
うち高学年(人)	11	17	29	28

(3) 個別事業の状況

第1期子ども・子育て支援事業計画では、3つの基本的視点から、6つの基本目標を示し、これらの目標を達成するため施策の方向性を定め、多種多様な事業を実施しました。

第1期子ども・子育て支援事業計画基本目標

- 目標1 子育て世代への地域支援の充実
- 目標2 安心して子育てに取り組める環境づくり
- 目標3 子どもの健全育成につながる教育環境の整備
- 目標4 専門的な支援を必要とする子どもへの充実した支援
- 目標5 育児と仕事の両立に対する支援
- 目標6 安全・安心なまちづくりの推進

○山陽小野田市子育て総合支援センター（スマイルキッズ。以下「スマイルキッズ」といいます。）の開設（平成30年4月）

子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援をワンストップで受けることができる拠点施設を整備しました。子育てに関する6つの事業を集約して各事業の連携を図りながら、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のないきめ細かな支援に取り組みました。

・地域子育て支援拠点事業 目標1・2

プレイスペースの設置により、子育て世代の交流の場を提供し、また、子育ての相談・助言、子育てに関する講座を行い、子育て中の親子や子育て経験者が気軽に交流できる子育て支援の場づくりに努めました。

・子育てコンシェルジュ事業 目標2

子育て世代に寄り添い、身近な相談窓口である子育てコンシェルジュが子育て世代が集う場に積極的に出向き、子育ての相談・助言、情報提供等を行い、気軽に相談できる体制の構築及び強化に努めました。

・ファミリーサポートセンター事業 目標1

ファミリーサポートセンターのアドバイザーが一時的な子育て支援を受けたい方と子育て支援ができる方との調整をして、市民相互の援助活動を推進しました。

・子育て世代包括支援センター・ココシェ事業 目標2・4

保健師が妊娠期から子育て期までの産前・産後及び子育ての不安・負担の軽減の支援を行い、妊娠、出産、育児の切れ目のない支援体制の構築に努めました。

・母子保健事業 **目標 2・4**

幼児健診や育児学級、マタニティスクール等の母子保健事業を行い、健やかな子どもの育ちを支援しました。

・家庭児童相談事業 **目標 4**

スマイルキッズ開設と併せて家庭児童相談員を増員し専任2人体制とし児童虐待や支援を必要とする子どもの対応に当たりました。子育て世代包括支援センターや子育てコンシェルジュと連携し、早い時期から支援が必要な妊産婦の把握に努め、児童虐待の未然防止等に努めました。

○乳幼児医療費助成制度の拡充、子ども医療費助成制度の開始・拡充（平成26年8月、平成28年8月） **目標 2**

平成28年8月に乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃し、未就学児をもつ全ての家庭が安心して子どもを産み育てられる環境の整備に努めました。また、平成26年8月に対象を小学1年生から小学3年生までとして子ども医療費助成制度（所得制限あり）を開始し、平成28年8月には対象を中学3年生まで拡充しました。

○さんようおのだっこの拡充（平成28年4月） **目標 2**

子育て情報の一元化と情報提供の充実を目的に、平成22年度に開設した「さんようおのだっこ」の機能を拡充し、子育て世帯に普及率の高いスマートフォンにも対応できるようアプリを活用したプッシュ型発信を行えるようにし、情報提供の充実に努めました。

○産婦健康診査事業の開始（平成30年4月） **目標 2・4**

平成30年4月に出産後間もない時期の産婦の心身の健康状態を把握するため、産後2週間及び1か月の健康診査に係る費用を助成する制度を開始し、出産後の支援体制の構築に努めました。

○産後ケア事業の開始（平成30年4月） **目標 2・4**

平成30年4月に家族等から十分な家事、育児などの援助が受けられない退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を行う事業を開始し、出産後のサポート体制の充実に努めました。

○学校給食センターの開設（平成30年8月） **目標 2・3**

平成30年8月に衛生面に優れた施設として開設し、児童生徒に「安心安全でおいしい給食を提供する」とともに食育支援にも取り組み、次世代を担う子どもたちの「心」と「体」の成長を支えられる施設として運用するよう努めました。

○充実した産科医療の提供 目標 2

市民病院において、LDR（陣痛から分娩、回復までの快適な個室を提供）の導入や助産師外来の充実、産後ケアなど安全・安心な分娩の支援に努めました。

○乳幼児期からの食育の取組 目標 2

乳幼児期から食に関心を持ち、様々な食体験を通して食の知識やマナーを学ぶ機会を提供し、生涯にわたって正しい食生活を推進しました。

○子ども・子育て支援新制度に移行（平成27年4月） 目標 3

子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、保育所運営費の増額や新制度に移行する私立幼稚園に対する施設型給付の支給などを行いました。

○多子世帯応援保育料等軽減事業の開始（平成27年4月） 目標 3

3人以上子どものいる多子世帯の第3子以降の保育園・幼稚園等の保育料を軽減し、多子世帯が安心して保育園・幼稚園等を利用できるよう経済的負担の軽減を図りました。

○学校施設非構造部材耐震化事業の実施 目標 3

小・中学校の屋内運動場等に取り付けてある吊り天井や照明器具等が地震で落下し、被害が出ることを防ぐため、屋内運動場等の耐震化を進めました。

○夢の教室事業の実施 目標 3

各スポーツ競技の現役選手やOB／OGを夢先生として招き、市内の中学校に派遣して、「夢の教室」という授業を行い、目標に向かって努力する前向きな心を養いました。

○生活改善・学力向上事業の実施 目標 3

全ての小・中学校でモジュール学習を行い、各家庭で児童生徒の生活習慣の改善を図り、「生きる力」の土台づくりに努めました。

○マタニティブックスタート事業の実施 目標 3

赤ちゃんが生まれる家庭に絵本をプレゼントし、おなかの中にいるときから読み聞かせを通して心の絆を深め、子どもの健やかな成長を促すよう努めました。

○コミュニティスクールの実施 目標 3

学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いて、コミュニティスクールを実施しました。

○家庭教育支援事業の実施 目標 3

子育て経験者や民生委員・児童委員等による家庭教育支援チームを組織し、学校や公民館で相談会や講座を開催し、子育てや家庭教育に悩む保護者の支援に努めました。

○医療的ケア児の受入体制の構築（平成31年4月） 目標 4

公立保育所に看護師を1名配置して、障がい児や医療的ケア児等、特に配慮が必要な児童の保育所での受入体制を整えました。

○いじめ防止対策事業の実施 目標 4

平成26年4月に策定した「いじめ防止基本方針」に基づき本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組に努めました。また、平成28年度に附属機関として、「いじめ問題調査委員会」と「いじめ調査検証委員会」を設置しました。

○子育て女性等就職応援事業の実施（平成27年4月） 目標 5

結婚、出産等で離職し、再就職を希望する女性を対象に必要な知識、技能を習得する機会を提供するためパソコン講座等の研修や企業体験実習を行い、市内事業所への就職を支援しました。

○通学路安全対策事業の実施 目標 6

道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して行った合同点検をもとに、要対策箇所の整備を計画的に行い、通学路の安全確保に努めました。

5 山陽小野田市の子ども・子育て支援の課題

「3 山陽小野田市の子ども・子育てを取り巻く状況」及び「4 第1期計画の取組状況」から本市においては、次のような課題があげられます。

(1) 教育・保育提供体制の充実

- 3歳未満児において、年度末に近づくにつれて待機児童が発生している状況であり、「認可保育所」に対するニーズ量に沿った保育の提供体制の整備が求められています。
- 利用する施設を選ぶ際に最も重視されていることが、職員の対応の良さとなっており、既存施設における施設・設備を充実させるだけでなく教諭や保育士の技術・技能を含む質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。優秀な人材を確保するためには、教諭や保育士の社会的地位を向上させ、若い世代がこの分野を目指しやすい環境を整えることが必要となります。また、就学前保護者に保育士、幼稚園教諭の資格について尋ねたところ資格保持者は8.7%となっており、就労するための条件として「勤務時間（39.7%）」、「勤務体制（常勤か否か）31.7%」、「勤務場所（30.2%）」があげられております。潜在的人材を有効に活用するための施策の検討が必要となります。

(2) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 小学校低学年（1～3年生）での放課後児童クラブの利用希望は55.9%、小学校高学年（4～6年生）での利用希望は32.2%となっており、一定のニーズがあります。一方、放課後児童クラブの評価で満足度が最も低いものは「利用できる学年（満足度51.2%）」であり、小学校区によっては高学年までの受入れができていないところもあることから放課後児童クラブにおける保育環境の充実のため放課後児童クラブの整備に計画的に取り組む必要があります。
- ファミリーサポートセンターの認知度は就学前保護者で72.8%、小学生保護者で85.0%と比較的高いにもかかわらず、利用経験は就学前保護者で3.3%、小学生保護者で2.9%と目立って低い状況です。ただし、「知っているが、利用したことはない」と回答した人にその理由を尋ねたところ「提供会員に預けるのが不安だから」、「しくみがよく分からないから」、「急に利用しにくいから」が20%台で並んでおり、ファミリーサポートセンターの制度自体の周知や提供会員の資質の向上に努め、誰もが気軽に利用しやすい環境づくりが求められています。また、依然として提供会員が不足している状況は変わりなく、育児を積極的に援助できる提供会員を増やすことが必要です。

(3) 子育て世代への地域支援の充実

- 保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制としては、「保健センターの育児相談・育児学級」のほか、「子育てコンシェルジュ」、「ヤングテレホンさんようおのだ」、「家庭児童相談」等多岐にわたります。ただし、ニーズ調査結果をみると、就学前保護者の利用経

験は「保健センターの育児相談・育児学級」が34.3%、「子育てコンシェルジュ」が7.9%となっています。今後子育てが楽しいと思う保護者をもっと増やすためには、妊娠前の段階、妊娠の段階、出産後の子どもの成長の段階などに応じて、これら相談事業の周知徹底を図り、様々な悩みや不安に応えられる支援のあり方が求められます。

- 各種子育て情報等の発信について、従来のホームページや広報さんようおのだに加え、山陽小野田市子育て情報サイト「さんようおのだっこ」のPRや内容の充実を図る必要があります。情報の入手媒体の多様化もあり、保護者のニーズに沿った情報発信が求められます。

(4) 安心して子育てに取り組める環境づくり

- 平成28年8月に乳幼児医療費助成制度の所得制限を撤廃した影響から就学前保護者の同制度への満足感は得られている状況ですが、一方、小学生保護者においては子ども医療費助成制度への重要度は高いにもかかわらず、満足度が低い状況のため同制度をより一層充実させる必要があります。
- 平成30年4月に、子育て世代の誰もが気軽に立ち寄ることができ、総合的な子育て支援をワンストップで受けることができる拠点施設としてスマイルキッズを整備しました。6つの子育て支援事業を一つの施設で連携して行うことにより、妊娠、出産から切れ目のない寄り添い支援を行う県内で最初の取組であるこの施設の特性をいかし、市内外に情報発信するとともに市内全域からの子育て世代に更なる利用促進を図っていく必要があります。
- 疾病の予防や適切な食習慣を確立するため、家庭や幼稚園、保育所や小・中学校などと連携を図り、食育を推進していく必要があります。スマイルキッズで行っている乳幼児期からの食育講座を通して食に関する知識を伝える必要があります。

(5) 子どもの健全育成につながる教育環境の整備

- 幼児教育について、小学校入学後、同じ集団の中で早く新しい環境に慣れ、新しい学校生活を送ることができるよう、幼稚園・保育園と小学校が連携・協力して学びや遊びを指導し、成長を助けていく必要があります。
- コミュニティスクールを中心とした地域をあげての児童生徒の健全育成活動を引き続き推進していく必要があります。
- 早寝・早起き・朝ごはんで心と体の土台をつくり、学校のモジュール学習で脳を鍛える生活改善・学力向上事業を継続して実施していく必要があります。
- 子育て経験者や民生委員・児童委員等で組織する家庭教育支援チームによる活動を引き続き実施していく必要があります。

(6) 専門的な支援を必要とする子どもへの充実した支援

- 児童虐待については、要保護児童対策地域協議会を中心に虐待防止のための関係機関との情報交換及び連携を密にとるとともに、児童虐待防止対策の取組の周知徹底を通して、虐待防止ネットワークの強化を図ることが必要です。
- 重要度の高い子育て支援策として「子育てやいじめ問題などの各種相談窓口」があり、保護者の関心の高さが示されています。今後も引き続き、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含め、学校、保護者、教育委員会が連携して、相談対応等児童・生徒・保護者の支援を行う必要があります。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」、「ひとり親家庭医療費支給事業」、「母子寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が行われており、持続して実施していく必要があります。また、ハローワークと連携し、ひとり親家庭の保護者の就労と自立促進を継続して実施する必要があります。
- 公立保育所での医療的ケア児の受入れを開始しましたが、更なる障がい児に対する各種サービスの充実を図るとともに、関係機関と連携して、発育・発達の確認や健康の障がいとなる要因の早期発見の継続実施や、発達障がい児の早期治療体制を充実する必要があります。併せて、学校での細かい対応を図るための学校支援員の配置等を検討する必要があります。

(7) 育児と仕事の両立に対する支援

- 「育児休業」の取得状況をみると、母親利用 55.8%、父親利用 3.9%となっており、父親の取得率が著しく低く、今後は、母親、父親ともに利用しやすい環境を整備する必要があります。

(8) 安全・安心なまちづくりの推進

- 小学生保護者において、「子どもが安心して遊べる場所の整備」は重要度が高いにもかかわらず、不満の割合も多いため、市内の公園が安全で快適に利用できるよう、安全点検、補修などの維持管理を引き続き実施する必要があります。
- 交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施している交通安全指導や交通安全教室等を継続して実施していく必要があります。また、通学路の安全対策についても、定期的に確認を行い、随時、改善を図っていく必要があります。

第Ⅱ部

子ども・子育て支援の 基本的考え方

1 基本理念

基本理念

**共に支え合い 子育てをする喜びと
子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田**

すべての子どもは、生まれながらにして固有の権利を有し、かけがえのない存在として最善の利益が尊重されることが必要です。

親たちもまた、産み育てる過程を通じて成長しながら、喜びや生きがいを感じることができます。

次代を担う子どもたちが健やかに育つためには、安心して子どもを産み、子育ての負担や不安を和らげ、地域社会全体で子育て家庭を支援していくことが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合っ
て、安心して喜びながら子育てができるよう、行政や地域、市民が共に支え合いながら育
てしやすいまちづくりを目指していくという思いから、「共に支え合い 子育てをする喜び
と 子どもの笑顔が輝くまち 山陽小野田」を基本理念とします。

キャッチフレーズ

**子育て いいね！ スマイルシティさんようおのだ
～産んで安心 育てて安心～**

子育て世代の方に希望をもって住んでいただき、安心して出産し、子育てをしていただく
ことができるまちづくりを進めるため、平成31年1月にキャッチフレーズを策定し、妊娠・
出産から子育て期まで、切れ目のない寄り添い支援に力を入れて取り組んでいます。

多くの若い世代の方に「山陽小野田市で子どもを産み育てたい」と思っていただけるよう
な子育て支援施策を展開し、「子育てが楽しい！」「子育てっていいね！」「と思っていただ
けるような子育て支援施策の展開に努めていきます。

2 基本方針と基本事業

基本理念を踏まえ、「家庭」、「子ども」、「地域」の3つの分野で基本方針と基本事業を定めます。

基本方針1

子育て家庭を支える視点から

安心して子どもを産み育てられる環境づくり

保護者が子育てに関する第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、それぞれの家庭が安心できる環境で、子育てを楽しみながら、親として成長していけるよう、広く全ての家庭を支えていくことが重要です。

妊娠、出産期から精神的、身体的、経済的にゆとりをもって子育てに取り組めるよう母親の心身の健康支援、子育て家庭への経済的支援など子育ての不安と負担を軽減して、安心して子どもを産み育てられる生活環境を整えていきます。また、子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図ります。

■基本事業

- (1) 働く子育て家庭の支援
- (2) 子育ての不安と負担の軽減
- (3) 母子保健サービスの充実

基本方針2

子どもを育む視点から

子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む

子どもを独立した人格をもつ権利の主体として尊重し、それぞれの子どもが豊かな人間性を形成し、健やかに成長できるよう子どもの健全育成のための環境を整えることによって、子どもを育てていくことが重要です。

子どもたちが生まれながら持つ自ら育つ力を十分に発揮できるように子どもの育ちを第一に考え、子どもが豊かな心を育み、健やかに成長していける環境を整えていきます。また、いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取組や就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

■基本事業

- (1) 幼児教育の推進・義務教育環境の向上
- (2) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

基本方針 3

地域で子どもと子育てを支援する視点から
子どもたちの育ちを地域で支える

子どもの育ちにとって、より良い環境づくりのために身近な地域で子どもと子育てを暖かく応援し、地域全体で子どもと子育てを支援していくことが重要です。

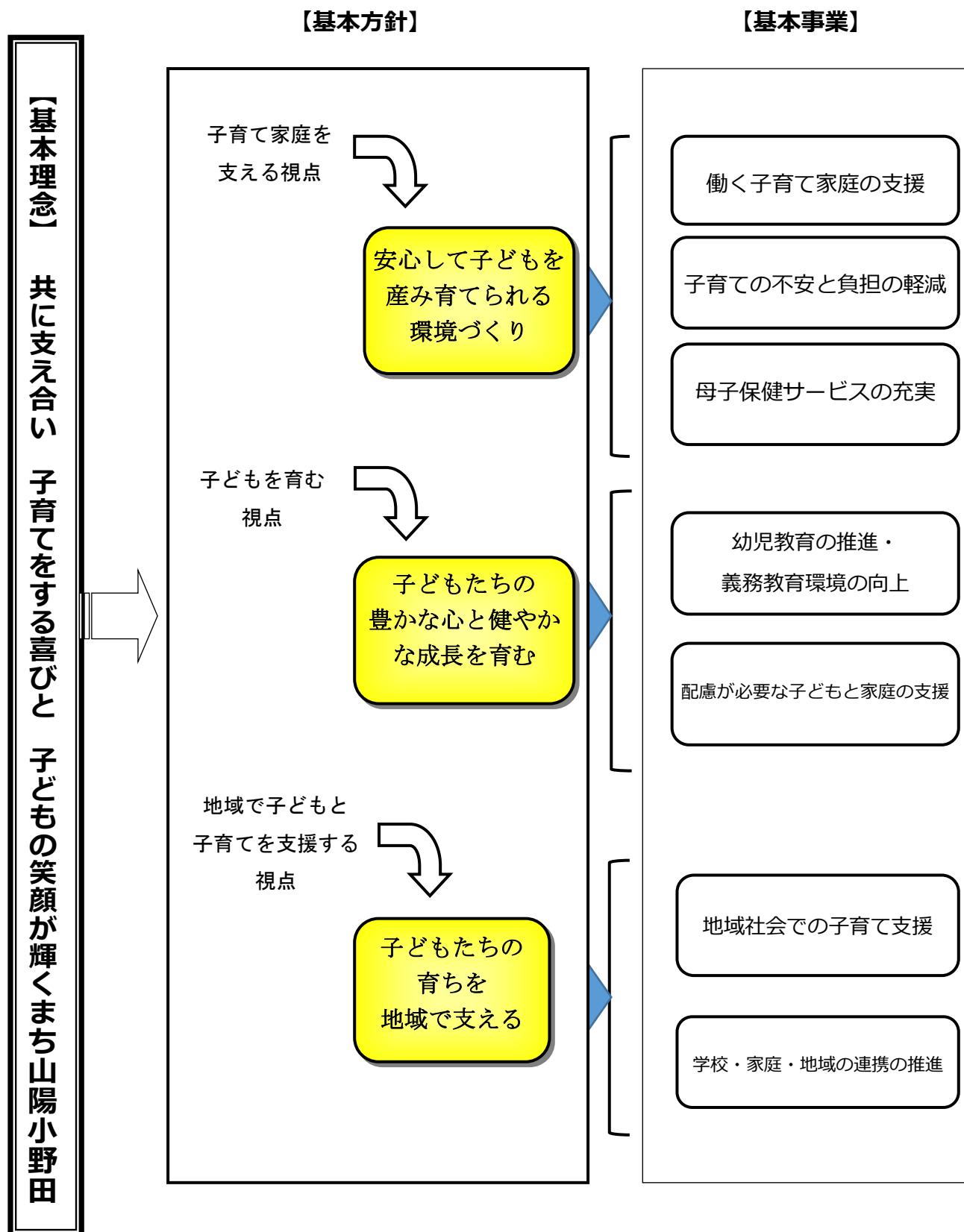
子どもと地域との交流を促進し、子どもと子育てを地域全体で見守りながら育てていくという意識を醸成することで、地域全体で子育てをしていく環境を整えていきます。

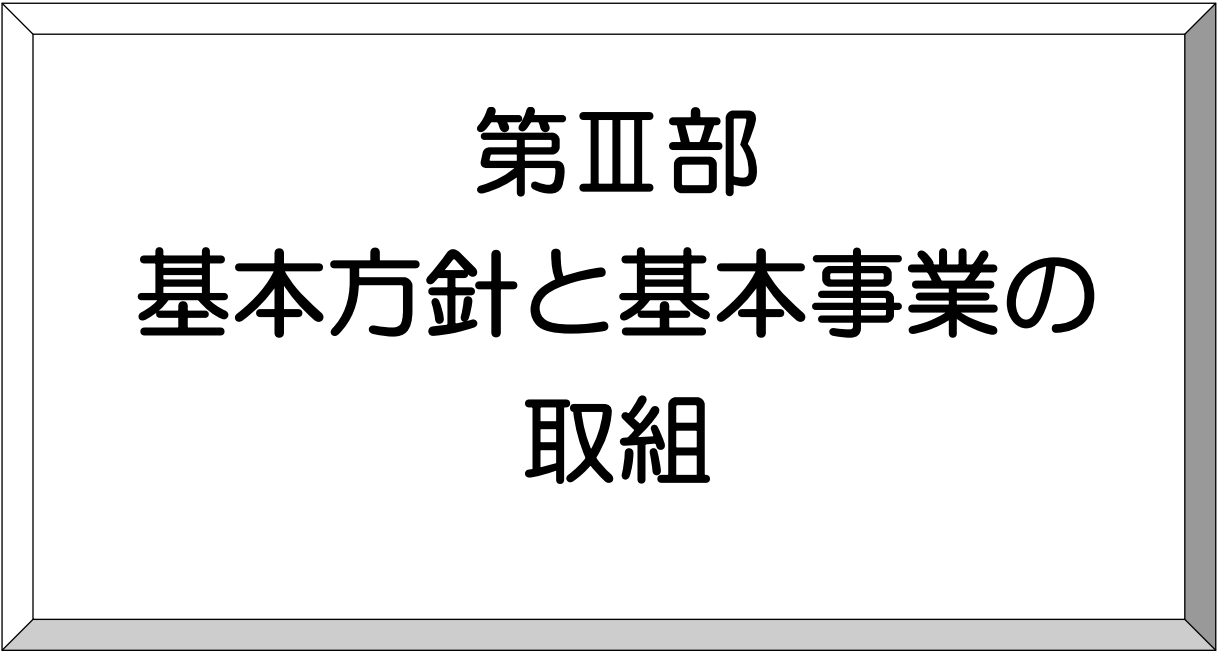
■基本事業

- (1) 地域社会での子育て支援
- (2) 学校・家庭・地域の連携の推進

○子育て支援施策を体系に示すと、以下のとおりです。

■ 施策体系図 ■





第Ⅲ部 基本方針と基本事業の 取組

1 安心して子どもを産み育てられる環境づくり

(1) 働く子育て家庭の支援

子育て家庭の仕事と子育ての両立を図るための支援体制として、保育サービスや放課後児童対策の充実をはじめ、子育てに関する相談機能の充実や支援サービスの情報提供を図ります。

【課題への対応】

- 放課後児童クラブ事業において、全てのクラスで全学年の受入れができるよう支援員確保方策の検討や施設整備等について取り組みます。
- 幼児教育・保育施設の受入体制の充実と保育士確保方策を検討します。

【個別事業の取組】

①保育サービスの充実

事業名	内 容	担当
保育所等施設型 給付事業（私立 1 2 園及び管外 保育所）	保育事業を私立保育所（1 2 保育園）及び管外保育園に委託し、その運営費を給付します。	子育て支援課
幼稚園等施設型 給付事業	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園に対し、公定価格（運営費）を施設型給付費として支給します。平成27年度に1園が、平成28年度に1園が、令和元年度に1園が新制度に移行しました。	子育て支援課
地域型保育事業 運営支援事業	民間保育サービス事業者等が子ども・子育て支援新制度に基づき、地域型保育事業の一つである小規模保育事業を実施するに当たっての運営費の負担を行います。	子育て支援課
幼児教育の無償 化に関する事業	3歳以上の児童及び非課税世帯の3歳未満の児童の認可保育所・幼稚園等の保育料無償化に加えて、認可外保育所、病児保育所、ファミリーサポートセンター、預かり保育等も対象とします。	子育て支援課
公立保育所看護 師配置事業	公立保育所に看護師を配置し、医療的ケア児の受入体制を整備します。	子育て支援課
多子世帯応援保 育料等軽減事業	幼稚園又は保育所に入所する第3子以降の児童の保育料について、減免又は助成を行います。	子育て支援課
一時預かり事業	私立保育所又は私立幼稚園で実施する一時預かり事業に対して補助金を交付します。	子育て支援課

②放課後児童対策の充実

事業名	内 容	担当
放課後児童対策事業（放課後児童クラブ）	市内12小学校区において、小学校の空き教室等を利用し、児童クラブ事業を実施します。平日は放課後から午後5時まで開所し、土曜日及び長期休業期間は午前8時30分から午後5時まで開所します。なお、午後5時から6時まで1時間の延長保育があります。また、平成30年度から、学校が休みの日は、午前8時から8時30分まで30分の延長保育を開始しました。	子育て支援課

③働く家庭の支援

事業名	内 容	担当
病児保育事業	集団保育が困難な病児を、委託する民間事業所等で一時的に預かります。	子育て支援課
子育て短期支援事業	児童を養育している保護者が、仕事、疾病その他の事由により、家庭での児童の養育が一時的に困難な場合や、緊急的な一時保護が必要な場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護します。	子育て支援課
養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業により把握した「特に支援を必要とする家庭」を対象として、保健師が「専門的相談支援」を実施します。	子育て支援課
子育てワンストップ事業	子育て関連の申請手続きについて、マイナンバーを用いてオンラインで一括した手続きを受け付けます。	子育て支援課 健康増進課

(2) 子育ての不安と負担の軽減

子育て家庭に対して、親子の交流促進や子育ての情報提供、育児相談、子育てサークルの育成などの支援体制の充実を図ります。また、子育てに係る経済的な負担の軽減を図るなど、安心して子育てができる環境の向上に努めます。

【課題への対応】

- 子育てコンシェルジュや子育て世代包括支援センター・ココシエなどが連携を図り、寄り添い型の相談窓口として積極的に活動し、子育て世代に寄り添った、きめ細かい支援を推進します。
- 山陽小野田市子育て情報サイト「さんようおのだっこ」を活用し、子育てサービス等の積極的な情報発信に努めます。
- 子ども医療費制度の更なる充実に向けて検討します。
- 県内で最初の取組であるスマイルキッズの特性をいかし、子育て世代に更なる利用促進を図るため魅力ある講座の開催等、事業運営の充実に取り組みます。

【個別事業の取組】

①交流の促進

事業名	内 容	担当
地域子育て支援拠点（私立保育所）事業	市内4か所の私立保育所において、子育て世代の交流の場を提供し、子育て相談や子育て支援に関する講習会を実施します。	子育て支援課
地域子育て支援拠点（スマイルキッズ）事業	スマイルキッズにおいて、未就学児をもつ親子が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てに関する相談・助言、情報提供、子育てに関する講習開催等の子育て支援を行います。	子育て支援課

②情報提供・育児相談の充実

事業名	内 容	担当
子育てコンシェルジュ事業	子育て世代が集まる子育て支援拠点施設等に積極的に出向き、声のかけやすい子育て相談窓口となり、個々に必要な情報提供や相談、助言等を行い、子育て世代を応援します。	子育て支援課
子育て支援情報発信事業	子育て情報サイト「さんようおのだっこ」にて、子育て情報の一元化と情報提供の充実に努めます。	子育て支援課

③経済的負担の軽減

事業名	内 容	担当
児童手当支給事業	中学3年生までの児童を養育している人に対して児童手当を支給します。	子育て支援課
乳幼児医療費助成事業	小学校就学前の乳幼児の医療費（保険適用）自己負担分を助成します。また、市独自で県制度の所得制限を撤廃し、全ての就学前児童の医療費自己負担分を助成します。	子育て支援課
ひとり親家庭医療費助成事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭に対して、医療費（保険適用）の自己負担分を助成します。	子育て支援課
子ども医療費助成事業	小学校1年生から中学校3年生までの児童の保険適用医療費の自己負担分（3割負担）のうち一部を助成し、2割負担とします。	子育て支援課
養育医療給付事業	身体の発育が未熟な状態で生まれた乳児（未熟児）が、指定医療機関において入院養育を受ける場合に、医療が必要な未熟児に対して、養育に必要な医療費の助成を行います。	子育て支援課
就学援助事業	家庭の経済状況に左右されることなく、義務教育段階の就学を援助できるよう、学用品費、給食費、修学旅行費等、就学に必要な支援を行います。	学校教育課

交通遺児助成金 支給事業	交通遺児の就学と就職を奨励するため、交通遺児基金を設置し、助成金を支給します。	学校教育課
-----------------	---	-------

④働く場の確保

事業名	内 容	担当
子育て女性等 就職応援事業 (再就職実践 研修)	結婚、出産等による離職から再就職を希望する女性を対象に、就業再開するために必要な知識、技能を習得できる機会を提供し、地元事業所に就業できるように支援します。	商工労働課

(3) 母子保健サービスの充実

妊娠期から出産、子育て期までの切れ目のない支援を実施するとともに、安心して子どもを産み、育てることができる環境の充実を図ります。

【個別事業の取組】

①妊産婦の心身の健康に対する支援の充実

事業名	内 容	担当
妊産婦健康診 査事業	妊産婦健康診査補助券を交付し、妊産婦健康診査を実施します。産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、産後2週間、産後1か月など出産間もない時期の産婦に対する健康診査を実施します。	健康増進課
妊娠の届出と 母子健康手帳 の交付	妊娠届書を提出した者に、母子健康手帳を交付します。保健師が面接を行い、母子保健事業の紹介や必要に応じて保健指導を行います。	健康増進課
定例健康教育 (マタニティ スクール) 事業	初妊婦夫婦を対象に、父親の育児参加を促し夫婦で主体的に出産や育児に取り組む意識を持つよう教室を開催します。	健康増進課
定例健康教育 (育児学級・ス テップアップ 教室) 事業	乳幼児の健康保持増進及び子育て支援のため、医師の講話及び実習を通じて正しい知識の普及に努めるため、育児学級を開催します。また、離乳食から幼児食への移行、う歯予防のためのステップアップ教室を開催します。	健康増進課
定例育児相談 (すくすく相 談)・随時育児 相談事業	乳幼児の健康的な発育・発達及び育児支援を図るために定期的に相談できる場として育児相談を開催します。また、不安に感じたときにいつでも対応できるよう、随時の相談も対応します。	健康増進課

母子家庭訪問指導事業	ハイリスク妊婦とその出生児、第一子新生児及び母子保健推進員実施の生後4か月までの全戸訪問で乳児に会えなかった場合等に保健師が訪問し訪問指導を実施します。	健康増進課
乳幼児健康診査事業	乳児健康診査や幼児健康診査等を行い、運動機能、視聴覚等の障がい、発達障がいを持った子どもを早期発見し、心身障がいの進行を未然に防止するとともに、生活習慣等の指導を行い健康の保持増進を図ります。	健康増進課
子育て世代包括支援センター（母子保健型）	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を実施します。保健師等がすべての妊産婦の状況を継続的に把握し、総合的な相談支援や必要に応じて関係機関と連携して支援プランの策定を行います。	健康増進課
産後ケア事業	産後に心身の不調や育児不安等、支援が必要と認められる産婦に対して心身のケアや育児サポートのきめ細かい支援及び休養の機会を提供することにより、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。	健康増進課

②不妊治療に対する支援の充実

事業名	内 容	担当
不妊治療費助成事業	不妊に悩む方々の不妊治療への経済的負担の軽減を図るため、不妊治療費の一部を助成し、子どもを産み育てやすい環境づくりを推進します。	健康増進課
不妊相談・不妊症治療	「子どもがほしいけどなかなかできない…」といった悩みなどに専門員が応じます。	市民病院

③産科医療体制の充実

事業名	内 容	担当
助産師外来	妊娠26週の時点で、助産師外来を設け患者1人当たり1時間の枠を用意し、妊娠、分娩、産後のさまざまな不安やトラブルを解消できるよう支援します。	市民病院
マタニティヨガ	専任のインストラクターによるマタニティヨガを開催します。腰痛や肩こり、足のつり、足の付け根の痛みなどの妊娠に伴う不快症状が改善し、また、予防できます。	市民病院
パパママ教室～ベビークラス	健康で楽しく育児ができるよう、育児相談、栄養相談等を行います。	市民病院
母乳外来	母乳不足感や乳房トラブル、断乳など、退院後から卒乳まで助産師がおっぱいのケアとともに、アドバイスを行います。	市民病院

LDR（陣痛・分娩・回復室）	陣痛から、分娩、産後の回復までを同じ部屋で過ごす出産方法を取り入れています。お産の進行によって分娩室に移動する必要もないので、精神的にも肉体的にも負担が軽くなります。	市民病院
----------------	---	------

2 子どもたちの豊かな心と健やかな成長を育む

(1) 幼児教育の推進・義務教育環境の向上

子どもたちが広い視野をもち、主体的に生きていくために必要な確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成します。また、学校・家庭・地域が連携して、青少年の健全育成を図ります。

【課題への対応】

- 県内最初の取組である生活改善・学力向上事業を引き続き充実させていきます。
- 疾病の予防や適切な食習慣を確立するため乳幼児期から各家庭における食育を推進していきます。

【個別事業の取組】

①幼児教育の推進

事業名	内 容	担当
私立幼稚園振興事業	私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るため、市私立幼稚園連盟を通じて私立幼稚園を運営する学校法人に教員の研修参加に必要な経費を助成します。	教育総務課
マタニティ・ブックスタート事業	妊娠中の母親へ絵本を1冊プレゼントし、赤ちゃんがお腹の中にいる時から2歳児になるくらいまで、親が絵本の読み聞かせを行うことで、絵本への興味を喚起し、子どもの心の成長を支えます。	中央・厚狭図書館
子ども読書活動推進計画推進事業	子どもの読書活動を推進するための事業を行います。主な取組として、「絵本で子育て出前講座」等や幼児向け（3才～5才）ブックリストの作成を行います。	中央・厚狭図書館
おはなし隊活動事業	本に出会うことができる環境づくりは重要であり、図書館の利用はマタニティブックスタートから始まることから、幼児期、就学前の児童に対する取組としてこの事業を行います。	厚狭図書館

②教育環境の向上

事業名	内 容	担当
英語教育推進事業	外国語指導助手（ALT）を確保し、英語教育を推進します。	学校教育課
学校司書配置事業	全ての小・中学校に学校司書を配置して、児童生徒の読書習慣の定着や、授業での図書の活用、学校間の図書の相互利用を図ります。	学校教育課

通学路安全対策推進事業	登・下校中の児童生徒が交通事故に遭わないよう、「通学路交通安全プログラム」に基づき通学路安全推進会議を設置し、警察や道路管理者等の関係機関と連携し、通学路の安全確保に努めます。	学校教育課
生活改善・学力向上プロジェクト事業	家庭での生活習慣の改善や授業開始前のモジュール学習の実践により、小・中学生の学習意欲、基礎学力の向上を図ります。	学校教育課
子ども市民教育推進事業	市民向けに行っている出前講座を子ども用にアレンジし、市職員が本市の特色や公共の仕組み等を小・中学生に教えることにより、公民としての自覚や生まれ育ったふるさとへの誇りや愛着心を育てます。	学校教育課
心ときめき教室開催事業	次代を担う児童生徒の創造性、主体性、社会性、豊かな人間性を育てるため、豊富な知識や経験、技術を有する保護者や地域の人々に教育活動協力者となっていただき、授業をより多彩で活発なものにします。	学校教育課
学校図書館支援事業	児童・生徒が良い本と出会い、読書習慣を身に付けられるように図書館職員が市内小・中学校を巡回し、推薦図書の紹介や、本の読み聞かせ、本の閲覧・貸出を実施することで、読書環境を整え、読書活動の推進を図ります。	中央・厚狭図書館
中学生海外派遣事業	親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図ります。	市民生活課

③心に寄り添う学校づくりの推進

事業名	内 容	担当
スクールソーシャルワーカー等緊急派遣事業	小・中学校におけるいじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の諸課題に対応するため、社会福祉関係等の専門知識・技能を有する人材を活用し、小・中学生自身や小・中学生の置かれた様々な環境に働きかける支援体制を整えます。	学校教育課
いじめ防止対策推進事業	いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止基本方針」に沿って、本市の実情に応じた組織的ないじめ防止の取組を進めます。	学校教育課
いじめ・不登校に対する支援事業	臨床心理士や学校教員OBなどの専門的な知識や経験を有する者で構成する心の支援室を設置し、2箇所ふれあい相談室と学校に出かけて、いじめの解消や不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援を行います。	学校教育課

少年安全サポーター配置事業	現在、心の支援員や青少年相談員を配置し、いじめ・不登校を巡る小・中学生の支援業務に対応しています。今後も、より困難な事例に適切に対応していくため、少年安全サポーターを配置し、学校内外の更なる安心・安全な環境を整えます。	学校教育課
青少年育成協議会運営事業	協議会を通して、青少年の健全育成に関する諸事業を実施します。主に体験活動を通じて、家庭や地域が子どもに積極的に関わるよう働きかけを行います。	社会教育課
ヤングテレホン事業	青少年の「いじめ」、「不登校」、「友人関係」、「家族関係」、「性の悩み」、「異性問題」、「子育て」などの悩みのために専用の電話相談室を設けています。	社会教育課
不登校児対策事業	いじめ等の理由で不登校の児童・生徒及びその家族からの相談、学習支援等を行うことにより、学校復帰を図ります。	社会教育課

④連携体制の充実

事業名	内 容	担当
幼保・小連携事業	小学校区ごとに幼保・小の交流組織を作り、教職員の相互訪問、情報交換や幼児・児童の交流活動を行います。	学校教育課
小中一貫教育推進事業	小中一貫教育を推進するため、教職員を対象とした研修・研究を行います。	学校教育課
私立高等学校振興事業	学校法人が設置する私立学校の教育条件の維持向上を図るため、私立学校を設置する学校法人に学校の運営費と施設整備費を助成します。	教育総務課

⑤食育の推進

事業名	内 容	担当
食育支援事業	第2次山陽小野田市食育推進計画に基づき学校及び学校給食センターで食育を推進します。	学校給食センター・学校教育課
食育博士認定事業	地域住民（小学生以上）の生涯を通じた健康づくりの実践活動を促進するために、市民を対象に、食育を実践し、食育の大切さをPRできる食育博士を養成します。	健康増進課
キッズキッチン事業	乳幼児期から食に関心を持ち、様々な食体験を通して食の知識やマナーを学ぶ機会を提供します。	健康増進課

(2) 配慮が必要な子どもと家庭の支援

未就学障がい児の療育体制の整備や児童虐待等の問題に対して、適切に対処する関係機関ネットワークを充実させるとともに、ひとり親家庭への相談機能の向上や自立に向けた支援サービスの充実を図ります。

【課題への対応】

- 要児童保護対策地域協議会を中心として、関係機関との連絡を密に取り、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに児童虐待防止の啓発活動を引き続き行います。
- 家庭児童相談員と子育て世代包括支援センター及び子育てコンシェルジュとの連携を密にし、家庭児童相談体制の充実を図ります。
- ひとり親家庭が安定した生活を送れるよう、経済的な支援や就労の斡旋などの支援を行います。
- 障がいのあり、又は支援を必要とする子どもたち一人ひとりに応じた教育や支援体制の整備に努めます。

【個別事業の取組】

①相談体制の充実

事業名	内 容	担当
家庭児童相談事業	子育てに関する悩みや児童虐待等の支援が必要な家庭に対する様々な問題に対応します。	子育て支援課
要保護児童対策地域協議会の強化	要保護児童の早期発見や適切な保護のため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待の防止、発達障がい児の療育及び家族への支援等、児童の健全育成のために必要な取組を行い、関係機関相互の連携の強化を図ります。	子育て支援課
ひきこもり対策事業	ひきこもり状態にある者（半年以上、学校などに行かず、家族以外との親密な関係がもてない状態で、その主な原因が精神疾患とは考えにくい者）やその家族が地域の中で相談できるよう支援します。	健康増進課
D V相談体制の充実	複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応を行います。また、被害者拡大防止のためのD Vの予防・啓発活動にも取り組みます。	市民生活課

②ひとり親家庭への支援の充実

事業名	内 容	担当
児童扶養手当支給事業	18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父、母又は養育者に対して児童扶養手当を支給します。	子育て支援課
ひとり親家庭自立支援給付事業	ひとり親家庭の就職に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促	子育て支援課

	進給付金を支給し、ひとり親家庭の自立を支援します。	
ひとり親福祉事業	母子・父子自立支援員を設置し、母子、父子及び寡婦の自立に必要な情報提供、指導及び貸付事務等を行います。	子育て支援課

③療育支援の充実

事業名	内 容	担当
なるみ園運営事業	児童発達支援事業所なるみ園を指定管理者により運営し、療育が必要な児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を実施します。	子育て支援課
ことばの教室（幼児部）運営事業	ことばの遅れや発音等が気になる未就学の幼児に対して、小野田小学校及び厚狭小学校に開設していることばの教室幼児部で言語指導を行います。	子育て支援課
特別障害者手当等給付事業	日常生活において常時介護を必要とする在宅の重度障がい児で、障がいの程度が国の基準を満たす者に対し、手当を支給します。	障害福祉課
障害児通所給付事業	障がい児相談支援の内容を基に、「障害児通所支援」（児童発達支援・放課後等デイサービス等）の提供を行います。	障害福祉課
小児慢性特定疾患児支援事業	小児慢性特定疾患児に日常生活用具を給付します。	障害福祉課
難聴児補聴器購入費等助成事業	補装具費支給制度の補完的措置として、「身体障害者手帳」の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、言語能力の健全な発達や学力の向上を支援するため、補聴器購入費等に要する経費の一部を助成します。	障害福祉課
育成医療給付事業	18歳未満の身体に障がいがある児童又は医療を行わないと将来障がいを残すと認められる児童で、確実な治療効果が期待できる児童に対し、医療費を給付します。	障害福祉課

3 子どもたちの育ちを地域で支える

(1) 地域社会での子育て支援

地域の活力を活用した子育て家庭への支援ができるよう、地域における子どもの居場所づくりや子育て支援活動等への支援を図ります。

【課題への対応】

- ファミリーサポートセンター事業の制度内容の周知を図るとともに提供会員を確保するための方策を検討します。
- 交通安全指導や交通安全教室等を継続して実施します。また、通学路の安全対策についても引き続き取り組みます。

- 市内の公園が安全で快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに多くの子どもたちに公園が活用されるように取り組みます。

【個別事業の取組】

①地域活動の支援

事業名	内 容	担当
ファミリーサポートセンター事業	子育ての援助を受けたい人と援助ができる人による地域の相互援助組織であるファミリーサポートセンターの運営を行います。	子育て支援課
地域組織活動育成事業	地域における親子及び世代間の交流、文化活動、その他児童福祉の向上を図る活動に専ら取り組む団体に対して補助金を交付することにより、地域での子育て支援体制の充実を図ります。	子育て支援課
母子保健推進員の活動（子育て輪づくり）	母子保健推進員が、保健師と連携しながら妊婦や乳幼児の家庭訪問や、子育ての相談相手、輪づくりサークルの開催などの活動を行います。	健康増進課
市民活動支援事業	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進します。	市民生活課

②安心・安全な環境の整備

事業名	内 容	担当
児童遊園施設整備事業	子どもが戸外で土や緑に触れ合う機会を創出し、安全で健やかな遊び場づくりを進めるため、市が管理している児童遊園の整備や維持管理を行います。また、自治会が管理している公園の施設整備に対して補助金の支給を行います。	子育て支援課
交通安全事務	交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進します。	市民生活課
防犯外灯助成事業	防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図ります。	市民生活課
公園管理運営事業	都市公園等について、清掃、草刈、剪定、消毒、修繕等の維持管理等を行います。	都市計画課

(2) 学校・家庭・地域の連携の推進

学校教育や社会教育、家庭教育の連携を強化し、学校、家庭、地域が一体となって、学校教育を含

む地域教育力の向上を目指します。

【課題への対応】

- コミュニティ・スクールである市内すべての小・中学校で、保護者や地域住民が中心となって積極的に学校や家庭を応援します。
- 家庭教育支援チームが学校や公民館で相談会や講座を開催し、子育てや家庭教育に悩む保護者を支援します。

【個別事業の取組】

①連携の推進

事業名	内 容	担当
コミュニティ・スクール推進事業	学校、保護者、地域住民が共に知恵を出し合い、意見を学校運営に反映させて協働し、小・中学生の豊かな成長を支えていくため、全ての小・中学校に学校運営協議会を置いてコミュニティ・スクールの推進します。	学校教育課
スクールアドバイザー配置事業	コミュニティ・スクールの機能である「学校支援、学校運営、地域貢献」の充実を図るため、学校運営協議会での助言・支援や各種マネジメントを行うスクールアドバイザーを配置します。	学校教育課
地域学校協働活動推進事業	従来、学校支援地域本部事業として行われてきた地域による学校への一方向の「支援」から、地域と学校のパートナーシップに基づく双方向の「連携・協働」へと発展させて、地域の将来を担う人材の育成を図るとともに、地域住民のつながりを深めることにより、自立した地域社会の基盤の構築・活性化を図る「学校を核とした地域づくり」を推進します。	社会教育課
放課後子ども教室事業	「放課後子ども教室事業」と「土曜日の教育活動推進事業」を実施します。各教室にコーディネーターを配置し、企画運営を委託します。また、地域住民が安全管理員として、児童の活動を補助します。	社会教育課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チームを中心に、家庭教育や子育てに関する情報提供、相談対応のコーディネートを行います。主に、就学時前健康診断時に保護者を対象として実施する「子育て講座」や「相談対応業務」を実施します。公民館と連携した子育て講座の開催などにも取り組みます。	社会教育課

②人権教育・啓発の推進

事業名	内 容	担当
人権啓発等推進事業	毎年市内小学校２校において人権啓発活動地方委託事業である「人権の花運動」を実施し、花の育成を通じて命の大切さや思いやりの心を育て、人権尊重思想を育みます。また、人権講座など企業や地域への人権啓発活動に取り組みます。	市民生活課
人権教育推進事業	人権意識の高揚をめざし、市民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進します。	社会教育課
平和教育推進事業	平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組を進めていきます。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていきます。	社会教育課

第Ⅳ部 事業計画

1 教育・保育提供区域等の設定

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定に基づき、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定します。

① 教育・保育提供区域

第1期計画において市全域を1区域としており、現在の幼稚園や保育所の利用実態として、小学校区や中学校区内を超えて広域的に利用されている状況であることなどから、第2期計画においても市全域を1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業提供区域

教育・保育提供区域と合わせ、「市全域」とします。ただし、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とします。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
ファミリーサポートセンター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市全域とする。
放課後児童クラブ	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。
多様な主体が本制度に参加することを促進するための事業	市全域	事業特性を踏まえ、市全域とする。

2 教育・保育提供体制の充実

(1) 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域において、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を、ニーズ調査結果（利用希望）と、本市に居住する子どもの「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」等の現在の利用状況を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応できるよう、教育・保育施設等の確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。量の見込みに対応できるよう、幼稚園及び保育所等の施設の充実に努めます。

① 設定区分

設定区分は、以下のとおりです。

教育・保育施設及び地域型保育事業の設定区分	算出対象児童年齢
1号認定（幼稚園、認定こども園）	3～5歳
2号認定（保育所、認定こども園）	3～5歳
3号認定（保育所、地域型保育事業、認定こども園）	0～2歳

② 需要量と確保の方策

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、「特定教育・保育施設（保育所、認定こども園、新制度の幼稚園）、新制度未移行の幼稚園及び特定地域型保育事業（小規模保育事業所等）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定しました。

確保方策の設定に当たっては、現時点で想定される定員の変更や公立保育所整備等により保育の量の確保を図ることとします。なお、今後の施設の制度移行や整備等により一部変更もあり得ます。

※需要量と確保の方策に関しては、1号認定については各年度5月時点、2号認定及び3号認定については需要量が最大となる各年度3月時点の量で見込んでいます。

令和2年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上	3歳以上	1～2歳	0歳
見込量合計①		616人	856人	498人	202人
確保方策 （提供量）	特定教育・保育施設	345人	968人	478人	151人
	新制度未移行の幼稚園	395人	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	24人	9人
	合計②	740人	968人	502人	160人
	②－①＝	124人	112人	4人	▲42人

令和3年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上	3歳以上	1～2歳	0歳
見込量合計①		588人	817人	478人	196人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	345人	968人	478人	151人
	新制度未移行の幼稚園	395人	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	24人	9人
	合計②	740人	968人	502人	160人
	②－①＝	152人	151人	24人	▲36人

令和4年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上	3歳以上	1～2歳	0歳
見込量合計①		569人	791人	465人	191人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	345人	892人	458人	153人
	新制度未移行の幼稚園	395人	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	24人	9人
	合計②	740人	892人	482人	162人
	②－①＝	171人	101人	17人	▲29人

令和5年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上	3歳以上	1～2歳	0歳
見込量合計①		559人	777人	451人	185人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	345人	892人	458人	153人
	新制度未移行の幼稚園	395人	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	24人	9人
	合計②	740人	892人	482人	162人
	②－①＝	181人	115人	31人	▲23人

令和6年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上	3歳以上	1～2歳	0歳
見込量合計①		539人	748人	438人	180人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設	345人	892人	458人	153人
	新制度未移行の幼稚園	395人	—	—	—
	特定地域型保育事業	—	—	24人	9人
	合計②	740人	892人	482人	162人
	②－①＝	201人	144人	44人	▲18人

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れ、教育・保育を一体的に行う施設です。

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園、保育所等の施設の意向に即し、認定こども園への移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の充実に努めます。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

(3) 教育・保育の質の向上

幼稚園や保育所から小学校への円滑な接続に向けて、学校の生活や学習の基盤を培うため、リンクリンクカリキュラム（幼稚園・保育園・小学校をつなぐ指導計画）を活用した幼保・小の連携や交流を積極的に進めます。

また、小・中連携の充実・強化に向けて、小・中学校教員相互乗り入れ授業を実施し、指導内容や指導方法などについて情報交換を行うことで、小・中学校のつながりを重視した学習の基盤づくりを進めます。さらに、小中一貫教育の導入を図り、地域や児童生徒の状況に合った柔軟な教育課程を整備します。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みにより、幼稚園、保育所、認定こども園等の整備を検討します。

特に、出産直後の保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりするといった状況があることを踏まえ、育児休業満了時に、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者が、円滑に利用できるような環境整備について検討します。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

教育・保育提供区域において、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、山陽小野田市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」と「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域において設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び「確保方策」を設定します。

① 利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報の収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うことにより子育ての不安や負担を軽減するとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

需要量と確保の方策

(母子保健型)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(基本型)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
② 確保方策	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

スマイルキッズにおいて、子育て世代包括支援センター・ココシエ（利用者支援事業（母子保健型））と子育てコンシェルジュ（利用者支援事業（基本型））が一体的な実施により、更なる充実に取り組んでいきます。

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や育児相談、園庭開放等を行います。

対 象 未就学児とその保護者

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	34,920 人	33,660 人	32,724 人	31,728 人	30,816 人
② 確保方策	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

現在、5 か所のセンターで事業を実施しています。スマイルキッズ及び保育所等の地域の身近な場所での支援を実施します。

③ 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

対 象 妊婦

単 位 人（妊娠届出者数）、回（年間延べ受診回数）

需要量と確保の方策

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人数	398 人	386 人	375 人	365 人	357 人
	回数	5,279 回	5,120 回	4,974 回	4,841 回	4,735 回
② 確保方策	医療機関において、国が定める基本的な妊婦健康診査を実施					

委託契約を締結した医療機関において、実施します。安全で安心な出産を迎えるため、健康診査の必要性を周知し、受診率の向上を図ります。

④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

対 象 0歳児

単 位 人（年間訪問乳児数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	404人	392人	381人	369人	360人
②確保方策	404人	392人	381人	369人	360人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

保健師及び母子保健推進員により実施します。乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供などを行い、乳児家庭の孤立化を防ぐとともに乳児の健全育成につながる環境を整えます。

⑤ 養育支援訪問事業

事業概要

若年の妊婦や妊婦健診未受診の妊婦、子育てに強い不安を抱える家庭などの養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

対 象 養育支援が必要な家庭

単 位 人（支援対象人数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	30人	30人	30人	30人	30人
②確保方策	30人	30人	30人	30人	30人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

保健師により実施します。専門職による具体的な指導・助言を行うことにより、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭等により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

対 象 0歳児～18歳児

単 位 人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40人	40人	40人	40人	40人
②確保方策	40人	40人	40人	40人	40人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

委託契約を締結した児童養護施設等で実施します。本事業の周知徹底を行い、必要な家庭に必要な支援ができるよう努めます。

⑦ ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

事業概要

子育て中の保護者を支援するため、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助ができる人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

対 象 未就学児、小学1年生～6年生

単 位 件（年間延べ件数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	600件	600件	600件	600件	600件
②確保方策	600件	600件	600件	600件	600件
②－①＝	0件	0件	0件	0件	0件

今後も引き続き制度の周知に努め利用の促進を図るとともに、全ての利用希望に対応できるようにするため、提供会員の一層の確保に努めます。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

保育認定を受けない子ども及び保育認定を受けているが教育を希望している子どもについて、通常の利用時間以外に幼稚園や認定こども園で保育を行います。

対 象 3歳児～5歳児

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人
②確保方策	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人	20,000人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

通常の利用時間の後に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、幼稚園及び認定こども園において実施します。

注：幼稚園在園児対象の確保内容は、一時預かり事業での対応のほか、幼稚園独自で実施している預かり保育による対応分も含みます。

⑧-2 一時預かり事業（保育所の一時預かり）

事業概要

教育・保育認定を受けない子どもについて、通常の利用時間内に保育所や認定こども園で保育を行います。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人
②確保方策	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

施設の意向に基づき、保育所及び認定こども園で実施します。

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認定された利用時間以外に保育所、認定こども園等で保育を行います。

対 象 0歳児～5歳児

単 位 人（利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	525人	487人	452人	419人	389人
②確保方策	525人	487人	452人	419人	389人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

通常の保育時間と連続的に実施される事業であるため、施設の意向に基づき、保育所、認定こども園等において実施します。量の確保と安全な保育のための人材や設備等の充実にについて、事業者と調整を図ります。

⑩ 病児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行います。

対 象 未就学児、小学1年生～6年生

単 位 人（年間延べ利用者数）

需要量と確保の方策

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人
②確保方策	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人	1,600人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

市内2か所の病児保育所で実施するほか、県内全市町と協定を結び、市外での病児保育にも対応します。

⑪ 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後や夏休み等の長期休業中に家庭で養育することができない小学生の保育を行います。

対 象 小学1年生～6年生

単 位 人（利用者数）

需要量と確保の方策

市全域	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	795 人	782 人	792 人	784 人	768 人
低学年	676 人	665 人	673 人	666 人	653 人
高学年	119 人	117 人	119 人	118 人	115 人
② 確保方策	770 人	770 人	770 人	833 人	833 人
②－①＝	▲25 人	▲12 人	▲22 人	49 人	65 人

既存施設で、高学年の受入れが可能なクラブでは、6年生までの受入れを行っています。施設整備が必要なクラブについては、なるべく早い時期の受入れができるよう検討を行います。

※需要量と確保の方策については、需要量が最大となる各年度8月時点の量で見込んでいます。

本山	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	49 人	44 人	41 人	38 人	37 人
低学年	42 人	38 人	35 人	32 人	31 人
高学年	7 人	6 人	6 人	6 人	6 人
② 確保方策	47 人	47 人	47 人	47 人	47 人
②－①＝	▲2 人	3 人	6 人	9 人	10 人

赤崎	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	86 人	80 人	79 人	73 人	71 人
低学年	72 人	68 人	66 人	61 人	60 人
高学年	14 人	12 人	13 人	12 人	11 人
② 確保方策	81 人	81 人	81 人	81 人	81 人
②－①＝	▲5 人	1 人	2 人	8 人	10 人

須恵	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	112 人	111 人	114 人	117 人	114 人
低学年	96 人	95 人	97 人	100 人	98 人
高学年	16 人	16 人	17 人	17 人	16 人
② 確保方策	106 人	106 人	106 人	106 人	106 人
②－①＝	▲6 人	▲5 人	▲8 人	▲11 人	▲8 人

小野田	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	73 人	71 人	69 人	68 人	65 人
低学年	61 人	59 人	58 人	57 人	55 人
高学年	12 人	12 人	11 人	11 人	10 人
② 確保方策	57 人	57 人	57 人	80 人	80 人
②－①＝	▲16 人	▲14 人	▲12 人	12 人	15 人

高泊	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み	63 人	58 人	58 人	57 人	55 人
低学年	54 人	49 人	49 人	48 人	47 人
高学年	9 人	9 人	9 人	9 人	8 人
② 確保方策	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人
②－①＝	▲1 人	4 人	4 人	5 人	7 人

高千帆	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	134 人	143 人	152 人	159 人	159 人
低学年	114 人	123 人	131 人	136 人	135 人
高学年	20 人	20 人	21 人	23 人	24 人
② 確保方策	120 人	120 人	120 人	160 人	160 人
②－①＝	▲14 人	▲23 人	▲32 人	1 人	1 人

有帆	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	32 人	31 人	31 人	30 人	31 人
低学年	26 人	26 人	26 人	26 人	27 人
高学年	6 人	5 人	5 人	4 人	4 人
② 確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①＝	8 人	9 人	9 人	10 人	9 人

厚狭 (厚狭児童クラブ、 第二厚狭児童クラブ)	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	145 人	146 人	151 人	151 人	152 人
低学年	123 人	123 人	128 人	129 人	130 人
高学年	22 人	23 人	23 人	22 人	22 人
② 確保方策	123 人	123 人	123 人	123 人	123 人
②－①＝	▲22 人	▲23 人	▲28 人	▲28 人	▲29 人

厚陽	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	17 人	16 人	16 人	15 人	14 人
低学年	15 人	14 人	14 人	12 人	11 人
高学年	2 人	2 人	2 人	3 人	3 人
② 確保方策	30 人	30 人	30 人	30 人	30 人
②－①＝	13 人	14 人	14 人	15 人	16 人

出合	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	36 人	36 人	34 人	32 人	30 人
低学年	32 人	31 人	29 人	27 人	25 人
高学年	4 人	5 人	5 人	5 人	5 人
② 確保方策	44 人	44 人	44 人	44 人	44 人
②－①＝	8 人	8 人	10 人	12 人	14 人

津布田	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	9 人	7 人	7 人	5 人	5 人
低学年	8 人	6 人	5 人	4 人	4 人
高学年	1 人	1 人	2 人	1 人	1 人
② 確保方策	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
②－①＝	11 人	13 人	13 人	15 人	15 人

埴生	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
① 量の見込み	39 人	39 人	40 人	39 人	35 人
低学年	33 人	33 人	35 人	34 人	30 人
高学年	6 人	6 人	5 人	5 人	5 人
② 確保方策	40 人	40 人	40 人	40 人	40 人
②－①＝	1 人	1 人	0 人	1 人	5 人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

令和元年 10 月からの幼児教育無償化に伴い、給食費（副食費）の取扱いが変更され、この事業の対象者が見直されました。これに伴い、新制度未移行の幼稚園在園児の低所得世帯等に対して、実費徴収される給食費（副食費）の助成を行います。

需要量と確保の方策

設定は必要ありません。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

需要量と確保の方策

設定は必要ありません。

第Ⅴ部

計画の推進体制

1 家庭・地域・事業者・行政の役割

社会のあらゆる分野における人々が、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有しているということを前提としつつ、すべての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子どもの育ち、子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが重要です。

(1) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもとのスキンシップやコミュニケーションを充実させ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。また、男女が共に参画して子育てが行える環境づくりに努めます。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は健全な日常生活を営んでいく上で重要な場であり、子どもは地域住民との係わりの中で家庭では学ぶことができない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域住民は、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが大切です。

また、子どもの「生きる力」を育むため、地域全体が子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消し、働きやすい職場環境をつくることが大切です。

そのため、事業者・職場自体が働きやすい職場環境をつくるよう努め、また働く人々自身もワーク・ライフ・バランスの認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援のための保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境は多様な分野にわたる取組が必要であるため、行政は関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携の一層の強化に努め、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

2 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、各施設の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で各施設の指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、学校等の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体との相互の密接な連携が必要であり、そのための支援に努めます。

3 計画の実施状況の点検・評価

本市では、「山陽小野田市子ども・子育て協議会」における意見を参考として、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設等の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、結果を公表します。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

山陽小野田市子ども・子育て協議会委員名簿

任期：令和元年7月1日～令和3年6月30日

(敬称略：50音順)

	氏 名	所属団体等	備 考
1	阿座上 修 司	山陽小野田市小・中学校PTA連合会	
2	有 田 光 枝	特定非営利活動法人NPO有帆会	
3	伊 藤 一 統	宇部フロンティア大学短期大学部	会長
4	草 田 和 枝	特定非営利活動法人ハートフル優とぴあ	
5	小 林 祥 子	山陽小野田市私立保育園PTA	
6	佐 古 幸 恵	山陽小野田市母子保健推進協議会	
7	笹 村 正 三	山陽小野田市中中学校校長会	
8	佐 野 太	山陽小野田市私立幼稚園連盟	
9	塩 田 賢 二	公募による市民	
10	篠 原 孝 允	公募による市民	
11	柴 田 千 明	山陽小野田市小学校校長会	
12	民 繁 深 雪	地域活動連絡協議会	
13	長谷川 幸 恵	公立保育園保育会・育児会	
14	平 野 強	山陽小野田市地区労働者福祉協議会	
15	古 川 努	不二輸送機工業株式会社	
16	古 豊 和 恵	山陽小野田市民生児童委員協議会	副会長
17	松 久 邦 雄	山陽小野田市社会福祉事業団	
18	村 上 敦 史	山陽小野田市私立幼稚園PTA	
19	吉 岡 智 代	山陽小野田市社会福祉協議会	
20	綿 貫 志 郎	山陽小野田市保育協会	